

事業概要

令和7年度

(令和6年度実績)



浜松市児童相談所

目 次

I	浜松市の概要	
1	沿革	1
2	人口	2
II	児童相談所の概要	
1	児童相談所の沿革	3
2	組織	3
3	人員・事務分掌	4
4	児童相談所について	
(1)	児童相談所の業務状況	5
(2)	児童相談所の機能	5
(3)	相談の種別	7
(4)	相談・援助活動の体系	8
(5)	援助の内容	9
III	令和6年度の概要	
1	相談の内容	
(1)	相談種類別受付件数の推移	10
(2)	経路別受付件数の推移	11
(3)	年齢別受付件数の推移	12
(4)	相談対応別件数の推移	13
(5)	区別相談種類別受付件数	14
(6)	区別経路別受付件数	15
(7)	区別年齢別受付件数	16
(8)	区別相談対応別件数	17
(9)	児童福祉施設等入所状況	18
(10)	児童福祉施設等在籍状況	18
2	一時保護の状況	
(1)	一時保護所における保護の状況	19
(2)	一時保護委託の状況	20
(3)	一時保護所「わかばのいえ」での生活状況	22
3	相談種類別の内容	
(1)	養護相談	23
(2)	障害相談	25
(3)	非行相談	27
(4)	育成相談	28
4	児童虐待について	
(1)	児童虐待に関する相談	30

5	里親について	
(1)	里親・里子の状況	33
(2)	ショート・ルフラン事業	34
(3)	里親支援事業	34
6	児童相談所職員の活動状況	
(1)	児童福祉司、相談員の活動状況	38
(2)	児童心理司の活動状況	38
(3)	保健師の活動状況	40
(4)	通訳対応状況	40
(5)	嘱託医による医学的診断の状況	40
(6)	要保護児童対策地域協議会	40
(7)	浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会	44
(8)	児童福祉週間事業	44
(9)	児童虐待防止・健全育成活動	44
(10)	研修実績	46
	(参考) 主要関係機関一覧	51

表紙デザイン：市章

上下対称的なデザインは、自然環境の循環と共生の形であり、上部は浜松市北部の豊かな森林を、下部は浜名湖と遠州灘の美しい「うみ」を表している。また、白い波の形は、遠州灘の白波であり、浜松市の躍動と発展を表現している。

(平成17年7月1日制定)

I 浜松市の概要

1 沿革

本市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路などが通る交通の要衝にあります。広大な森林をはじめ、天竜川や浜名湖、遠州灘などの自然環境に恵まれているとともに、JR浜松駅を中心とした都市的機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、広大な森林を擁する中山間部、さらには漁業が営まれる沿岸部と全国に類を見ない地域の多様性を有しています。

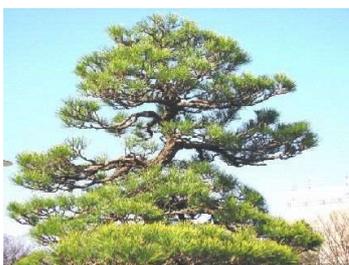
明治21年の市制・町村制の公布により翌22年に浜松町、明治44年7月1日に市制施行により浜松市が誕生しました。昭和30年代から40年代にかけ周辺町村と合併し、市域を拡大しました。この間、繊維、楽器、オートバイの三大産業が飛躍的な発展を遂げ、産業都市としての地位を確立しました。平成8年には、政令指定都市に準ずる中核市へ移行し、平成17年7月1日には、天竜川・浜名湖地域の12市町村が合併し、人口約82万人、市域は南北約73km、東西約52km、総面積は1,558.04km²となり、全国2番目の市域を誇る都市になりました。そして、浜松市制100周年を迎えた平成23年7月1日には、輝く未来に向けて「浜松市民憲章」を策定し、「浜松市平和都市宣言」を告示しました。令和6年1月1日には浜松市を取り巻く課題に対応するために行政組織の見直しを行い、7つある行政区を3つの行政区に再編し、新たな浜松市が誕生しました。



市の花：ミカン

気品あふれる純白の花は、初夏になると一斉に咲き誇り、甘くさわやかな香りを辺り一帯に漂わせます。市の温暖な気候風土を活かして栽培されるみかんは、全国的なブランドとなっています。

(平成18年11月28日制定)



市の木：マツ

海岸部にあってはクロマツ、内陸部にあってはアカマツが多く見られ、市名の一部にもなっています。市内には古木、名木が存在し、これらにまつわる伝説が現在も市民に語り継がれています。

(平成18年11月28日制定)



市の鳥：ウグイス

春の訪れを告げる鳥として広く親しまれ、夏には市の山間部で繁殖し、冬には平野部の公園や人家の庭先にも現れます。人々の心を和ませる美しく澄んだ鳴き声は音楽のまち・浜松を象徴しています。

(平成18年11月28日制定)

2 人口

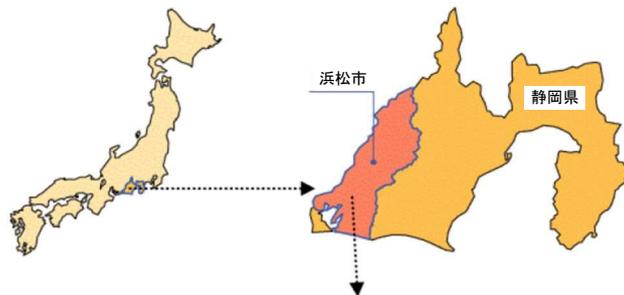
管轄区域及びその区域内の人口

(人)

		区域内人口	男	女	内児童数
浜松市		779,453	388,729	390,724	112,623
内 訳	中央区	601,392	300,351	301,041	87,155
	浜名区	153,641	76,456	77,185	23,327
	天竜区	24,420	11,922	12,498	2,141

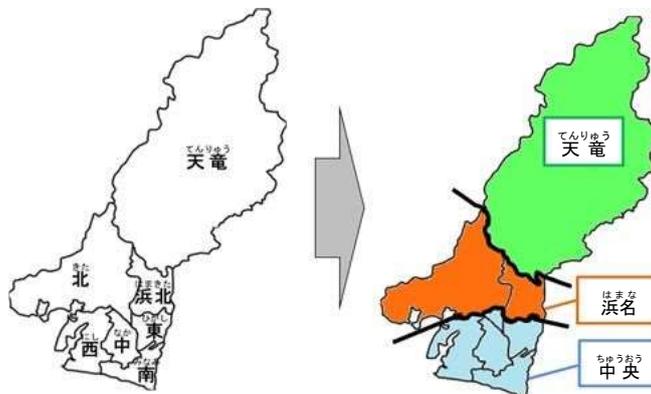
※令和6年1月1日から、中区・東区・西区・南区・北区（三方原地区）を中央区へ、北区（三方原地区以外）・浜北区を浜名区へ再編。

※令和7年10月1日現在の住民登録数にて人口表示。



●R5.12.31 まで (7区)

●R6.1.1 から (3区)

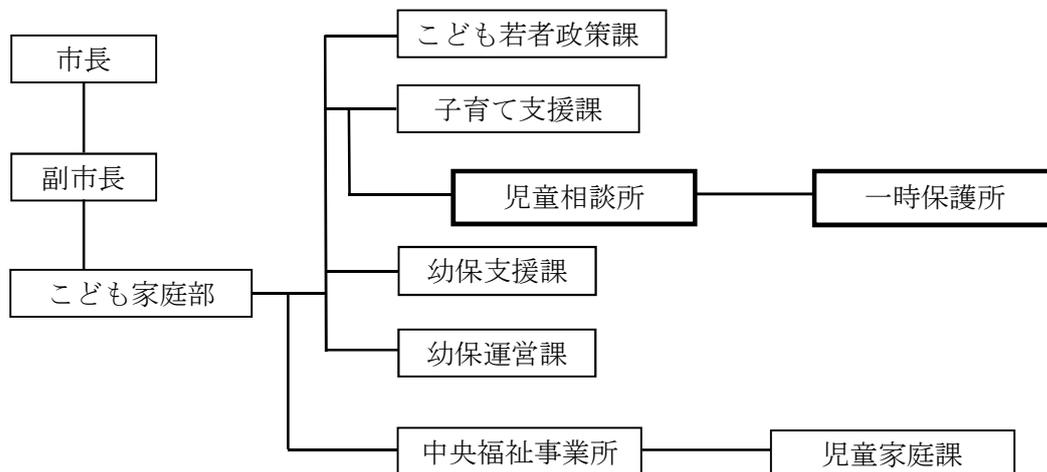


Ⅱ 児童相談所の概要

1 児童相談所の沿革

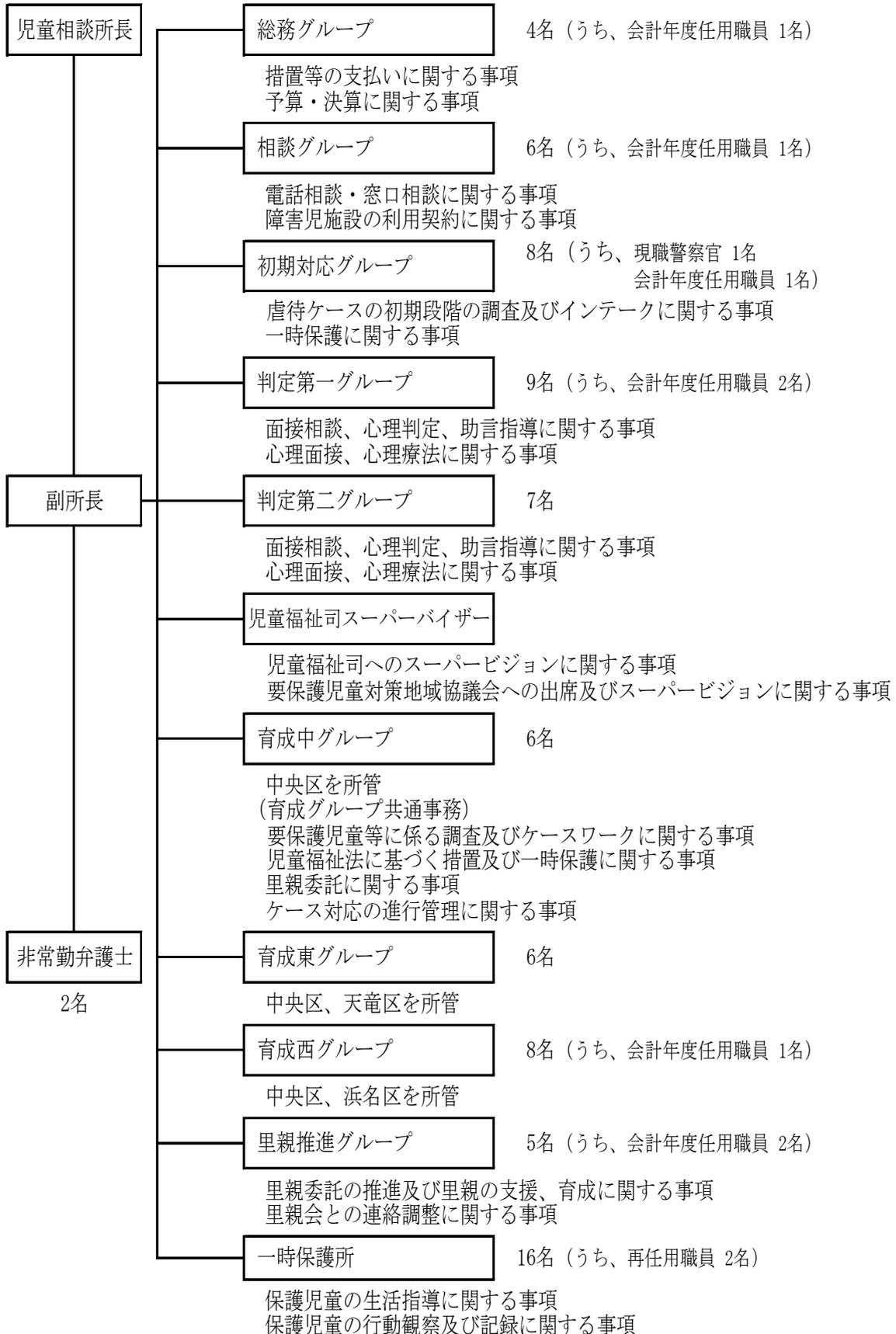
平成 17 年	4 月	保健福祉部児童家庭課より職員（2人）を静岡県西部児童相談所へ派遣研修
	～ 10 月	静岡県中央・西部児童相談所へ職員（1人、4人）を追加派遣研修
平成 18 年	4 月	保健福祉部内に保健福祉施設設置準備室開設 静岡県中央・西部・東部児童相談所へ職員（13人）を追加派遣研修
平成 19 年	4 月	政令指定都市移行に伴い浜松市児童相談所及び一時保護所を設置、 相談グループ、総務グループ、判定グループ、育成グループを配置
平成 20 年	4 月	育成グループを育成中グループ・育成東グループ・育成西グループの3グループに改正 教育委員会指導主事（1人:併任）を配置 静岡県中央児童相談所へ職員（1人）を2年間派遣研修
平成 21 年	2 月	ポルトガル語通訳（1人）を配置
平成 22 年	4 月	教育委員会指導主事（1人:併任）を追加配置 静岡県立吉原林間学園（児童心理治療施設）へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 23 年	4 月	総務グループと相談グループを総務・相談グループに改正
平成 24 年	4 月	静岡県立吉原林間学園（児童心理治療施設）へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 25 年	4 月	初期対応グループを新設、判定グループを判定第一グループ・判定第二グループに 改正、虐待対応協力員に警察官OB（1人）を配置 静岡県立磐田学園（福祉型障害児入所施設）へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 26 年	4 月	独立行政法人国立病院機構天竜病院へ職員（1人）を1年間派遣研修
平成 27 年	4 月	育成中グループを育成中・里親推進グループに改正、虐待対応協力員に警察官OB （1人）を増員 独立行政法人国立病院機構天竜病院へ職員（1人）を派遣研修
平成 28 年	4 月	独立行政法人国立病院機構天竜病院へ職員（1人）を派遣研修
平成 29 年	4 月	育成中・里親推進グループを育成中グループと里親推進グループへ、総務・相談 グループと初期対応グループを総務グループと相談・初期対応グループに改正
平成 31 年	4 月	非常勤弁護士（1人）を配置
令和 3 年	4 月	非常勤弁護士（1人）を追加配置
令和 4 年	4 月	相談・初期対応グループを相談グループと初期対応グループに改正
令和 5 年	4 月	警察官OBに代わり、現職警察官（1人）を配置

2 組織（令和7年度）



3 人員・事務分掌

■ 児童相談所の組織 (令和7年4月1日現在)



4 児童相談所について

(1) 児童相談所の業務状況

① 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉法に基づき、都道府県、指定都市等に設置される児童福祉の専門機関です。

② 児童相談所の目的

児童相談所は、市区町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的に設置される行政機関です。

児童相談所における相談援助活動は、すべての児童が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう児童及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われます。このため、常に児童の最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要となります。

③ 主な業務

- (ア) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (イ) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (ウ) 児童及びその保護者につき、(イ)の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- (エ) 児童の一時保護を行うこと。
- (オ) 児童の施設入所等の措置を行うこと。
- (カ) 里親に関する業務を行うこと。
- (キ) 児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 児童相談所の機能

① 相談機能

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行います。

② 一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護、又は適当な者に一時保護を委託します。

③ 措置機能

児童若しくはその保護者を児童相談所その他の関係機等の事務所に通わせ、児童若しくはその保護者の住所等において、児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等に指導させ、児童を児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等します。

④ 区援助機能

区による児童家庭相談への対応について、区に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

⑤ その他の機能

(ア) 民法上の権限

児童相談所長は、親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

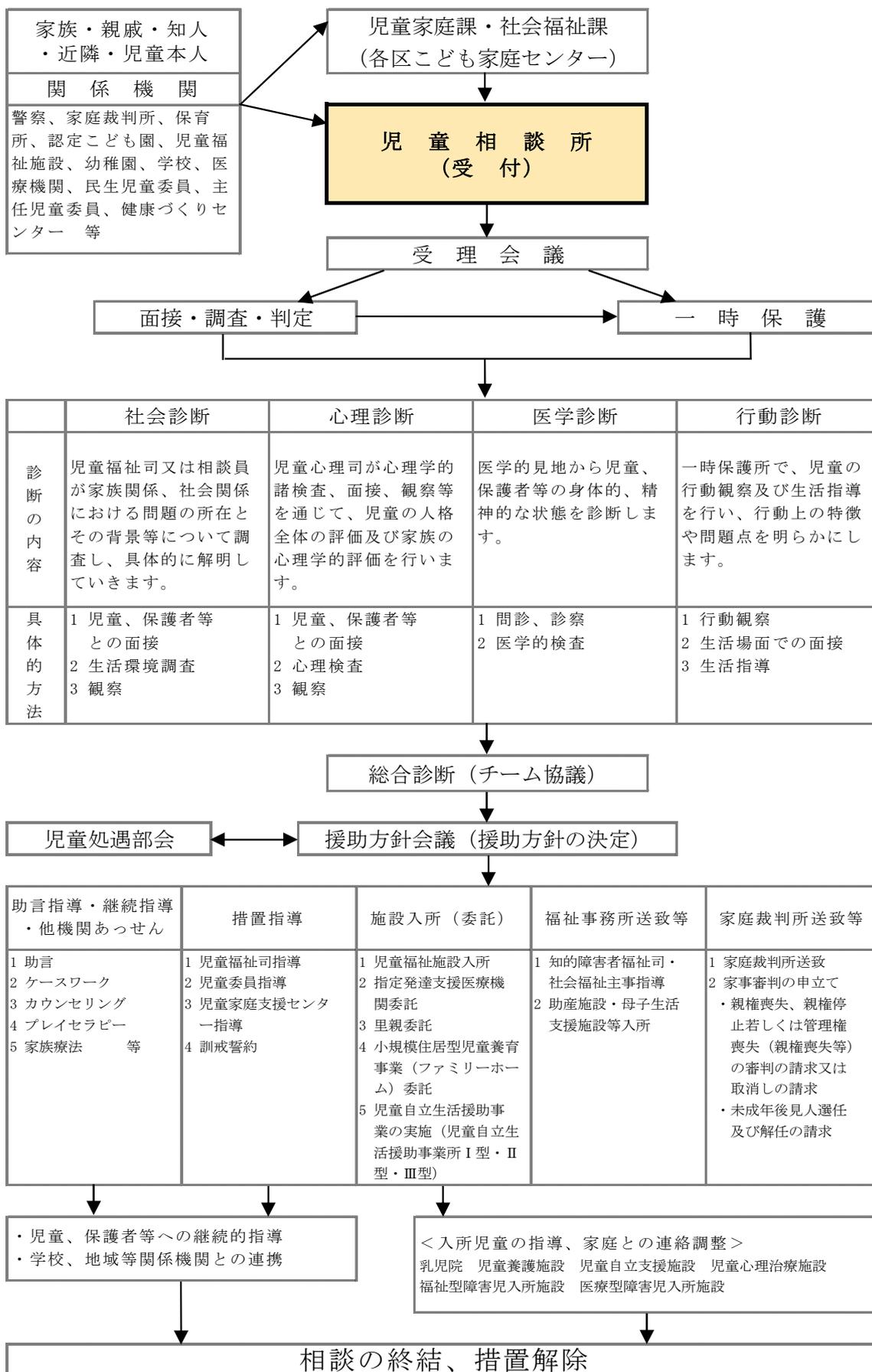
(イ) 家庭及び地域への援助活動

地域の必要に応じ、児童や家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、児童や家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、区における要保護児童対策地域協議会の運営の支援など、区とともに関係機関のネットワーク化を推進します。

(3) 相談の種別

相談の種類		内 容
養 護 相 談	1 児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する行為に関する相談 (身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行、性的虐待：性交・性的暴行・性的行為の強要、心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者・家族に対する暴力、ネグレクト：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児)
	2 そ の 他 の 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
3	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 害 相 談	4 肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談
	7 重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	9 発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非 行 相 談	10 ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育 成 相 談	12 性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談
	14 適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
16	そ の 他 の 相 談	1～15のいずれにも該当しない相談

(4) 相談・援助活動の体系



(5) 援助の内容

援助の種類		内 容	
在宅指導	措置によらない指導	助言指導	1回ないし数回の助言、指導等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる児童や保護者等に対する指導等を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える児童や保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的な指導（治療）等を行う。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合に児童や保護者等の意向を確認の上、該当機関へあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識技術を要する場合に児童や保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる場合に指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる場合に指導を委託する。
		知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託する。
		障害者等相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であつて地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる場合に指導を委託する。
		指導の委託	当該指導を適切に行うことができる者へ指導を委託する。
	訓戒・誓約措置	児童又は保護者に注意喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に必要に応じて訓戒若しくは誓約書を提出させる。	
児童福祉施設入所措置	家庭での児童の養育が困難であつて専門的な治療指導等が必要な場合に児童の状態に応じて適切な施設を紹介し入所させる。		
指定発達支援医療機関委託			
里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託	保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない児童を対象として、登録された里親又はファミリーホームへ委託する。		
児童自立生活援助事業の実施（児童自立生活援助事業所Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）	義務教育を終了したが、未だ社会的自立ができていない児童を対象として、自立のための援助及び生活指導を行うため、児童自立生活援助事業所Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型へ委託する。		
福祉事務所送致等	児童や保護者等を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産や母子保護の実施が必要である場合、保育の実施が必要である場合又は15歳以上の児童について障害者支援施設へ入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。		
家庭裁判所送致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合や児童の拘束や強制措置が必要な場合に行う。		
家庭裁判所に対する家事審判の申立て	児童虐待等の場合で親の同意を得られない場合の施設入所の承認や親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求、未成年後見人選任・解任の請求、引き続いての一時保護の承認の申立てを行う。		
その他未成年者に対する援助	児童以外の未成年者が保護者から虐待や不当な介入等を受けている場合、親権喪失等の審判請求や未成年後見人の選任請求等を行なうことを検討するほか、弁護士や警察へ相談するよう助言を行う。		

Ⅲ 令和6年度の概要

構成比は、少数点以下第2位を四捨五入（ただし、0.1以下は0.1と表記）しているため、合計は100%にならない場合があります。

1 相談の内容

(1) 相談種類別受付件数の推移

令和6年度の相談件数は、2,923件であり、相談件数が最も多いのは障害相談の「知的障害」相談で1,912件です。これは、療育手帳の新規申請・再判定等が多いことによるものです。

(件：%)

相談種類別		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	構成比								
養護 相談	児童虐待	750	26.5	758	25.0	801	29.4	697	29.1	658	22.5
	その他	230	8.1	205	6.8	195	7.2	185	7.7	201	6.9
保健相談		2	0.1	2	0.1						
障害 相談	肢体不自由	10	0.4	8	0.3	3	0.1	4	0.2	2	0.1
	視聴覚障害										
	言語障害										
	重心障害	4	0.1	8	0.3	5	0.2	7	0.3	14	0.5
	知的障害	1,577	55.7	1,809	59.6	1,512	55.4	1,390	58.0	1,912	65.4
	発達障害	3	0.1	4	0.1	2	0.1	1	0.1	1	0.1
非行 相談	ぐ 犯	9	0.3	10	0.3	6	0.2	1	0.1	1	0.1
	触 法	12	0.4	6	0.2	6	0.2	8	0.3	17	0.6
育成 相談	性格行動	36	1.3	42	1.4	41	1.5	30	1.3	27	0.9
	不登校	5	0.2	8	0.3	12	0.4	4	0.2	4	0.1
	適 正	4	0.1	4	0.1			1	0.1	1	0.1
	育児・しつけ	5	0.2	3	0.1	7	0.3	3	0.1	3	0.1
その他		182	6.4	169	5.6	137	5.0	66	2.8	82	2.8
合 計		2,829	100	3,036	100	2,727	100	2,397	100	2,923	100

(2) 経路別受付件数の推移

令和6年度の相談受付件数を相談経路別に分類すると、以下のようになります。最も多いのは「福祉事務所」の1,087件であり、この多くは療育手帳の申請によるものです。

(件：%)

経路別		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	構成比								
都道府県・ 政令市・中核 市・特別区	児童相談所	73	2.6	70	2.3	120	4.4	79	3.3	50	1.7
	福祉事務所	990	35.0	1,082	35.6	868	31.8	803	33.5	1,087	37.2
	保健センター	7	0.2	2	0.1	1	0.1				
	その他	10	0.4	7	0.2	8	0.3	2	0.1	2	0.1
他市町村	福祉事務所					1	0.1				
	保健センター										
	その他							3	0.1		
児童福祉施設 指定発達支援 医療機関	保育所	4	0.1			2	0.1	5	0.2	9	0.3
	児童福祉施設	7	0.2	9	0.3	2	0.1	8	0.3	2	0.1
	指定発達支援 医療機関	1	0.1							3	0.1
児童家庭支援センター											
認定こども園		3	0.1	2	0.1	7	0.3	1	0.1	4	0.1
警察等		583	20.6	549	18.1	479	17.6	449	18.7	406	13.9
家庭裁判所		2	0.1	6	0.2	8	0.3	12	0.5	8	0.3
保健所及び 医療機関	保健所			7	0.2	1	0.1				
	医療機関	17	0.6	27	0.9	20	0.7	17	0.7	19	0.7
学校等	幼稚園	3	0.1	3	0.1	7	0.3				
	学校	63	2.2	46	1.5	58	2.1	49	2.0	69	2.4
	教育委員会等			1	0.1	4	0.1	2	0.1	2	0.1
里親											
児童委員（通告の仲介含む）		4	0.1	3	0.1	7	0.3	1	0.1		
家族・親戚		755	26.7	908	29.9	843	30.9	726	30.3	1,035	35.4
近隣・知人		211	7.5	221	7.3	186	6.8	169	7.1	125	4.3
児童本人		25	0.9	13	0.4	23	0.8	6	0.3	17	0.6
その他		71	2.5	80	2.6	82	3.0	65	2.7	85	2.9
合計		2,829	100	3,036	100	2,727	100	2,397	100	2,923	100

(3) 年齢別受付件数の推移

令和6年度の相談受付件数を年齢別に分類すると、「3歳」、「12歳」が多くなっています。

(件：%)

年度 年齢別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	構成比								
0歳	72	2.5	69	2.3	68	2.5	71	3.0	62	2.1
1歳	88	3.1	82	2.7	92	3.4	73	3.0	78	2.7
2歳	97	3.4	74	2.4	95	3.5	77	3.2	73	2.5
3歳	192	6.8	230	7.6	218	8.0	211	8.8	223	7.6
4歳	135	4.8	133	4.4	175	6.4	146	6.1	148	5.1
5歳	199	7.0	182	6.0	129	4.7	143	6.0	206	7.0
6歳	179	6.3	153	5.0	199	7.3	152	6.3	187	6.4
7歳	193	6.8	197	6.5	165	6.1	173	7.2	182	6.2
8歳	220	7.8	197	6.5	184	6.7	195	8.1	218	7.5
9歳	128	4.5	131	4.3	150	5.5	166	6.9	187	6.4
10歳	178	6.3	233	7.7	179	6.6	134	5.6	125	4.3
11歳	156	5.5	222	7.3	164	6.0	145	6.0	153	5.2
12歳	182	6.4	165	5.4	160	5.9	152	6.3	229	7.8
13歳	225	8.0	273	9.0	180	6.6	134	5.6	200	6.8
14歳	215	7.6	249	8.2	197	7.2	110	4.6	146	5.0
15歳	149	5.3	211	6.9	145	5.3	109	4.5	171	5.9
16歳	77	2.7	88	2.9	96	3.5	76	3.2	164	5.6
17歳	112	4.0	107	3.5	96	3.5	107	4.5	143	4.9
18歳以上	32	1.1	40	1.3	35	1.3	23	1.0	28	1.0
合計	2,829	100	3,036	100	2,727	100	2,397	100	2,923	100

(4) 相談対応別件数の推移

令和6年度の対応件数の合計は2,941件で、対応件数の内訳は「助言指導」「その他」が多くなっています。

(件：%)

相談対応別		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
対 応 件 数 （ 年 度 中 ）	面接 指導	助言指導	1,134	38.3	1,238	39.6	961	34.6	886	35.6	1,080	36.7	
		継続指導	789	26.6	767	24.6	804	29.0	725	29.2	706	24.0	
	他機関あつせん		34	1.1	30	1.0	41	1.5	24	1.0	14	0.5	
	児童福祉司指導		68	2.3	47	1.5	53	1.9	50	2.0	41	1.4	
	児童委員指導												
	児童家庭支援センター 指導・指導委託												
	福祉事務所送致		20	0.7	17	0.5	12	0.4	6	0.2	10	0.3	
	訓戒・誓約		3	0.1	1	0.1			2	0.1	3	0.1	
	児童 福祉 施設	入所措置	10	0.3	5	0.2	8	0.3	4	0.2	9	0.3	
		家裁(再掲)											
		通所											
	指定発達支援 医療機関委託		2	0.1									
	里親委託		10	0.3	9	0.3	11	0.4	7	0.3	10	0.3	
	家庭裁判所送致												
	障害児施設等 への利用契約		7	0.2	16	0.5	4	0.1	14	0.6	13	0.4	
	そ の 他		886	29.9	993	31.8	883	31.8	768	30.9	1,055	35.9	
合 計		2,963	100	3,123	100	2,777	100	2,486	100	2,941	100		

(5) 区別相談種類別受付件数

(件)

相談種類別		区				合計
		中央区	浜名区	天竜区	管外他	
養護 相談	児童虐待	519	111	10	18	658
	その他	161	29	3	8	201
保健相談						
障害 相談	肢体不自由	1	1			2
	視聴覚障害					
	言語障害					
	重心障害	10	3		1	14
	知的障害	1,438	436	31	7	1,912
	発達障害	1				1
非行 相談	ぐ 犯	1				1
	触 法	15	2			17
育成 相談	性格行動	23	4			27
	不登校	4				4
	適 正	1				1
	育児・しつけ	3				3
そ の 他		64	17		1	82
合 計		2,241	603	44	35	2,923

(6) 区別経路別受付件数

(件)

経路別		中央区	浜名区	天竜区	管外他	合計
都道府県・ 政令市・中核 市・特別区	児童相談所	39	8		3	50
	福祉事務所	820	236	29	2	1,087
	保健センター					
	その他	2				2
他市町村	福祉事務所					
	保健センター					
	その他					
児童福祉施設	保 育 所	4	5			9
指定発達支援	児童福祉施設	2				2
医療機関	指定発達支援 医療機関	3				3
児童家庭支援センター						
認 定 こ ど も 園		3	1			4
警 察 等		334	61	4	7	406
家 庭 裁 判 所		8				8
保健所及び 医療機関	保 健 所					
	医 療 機 関	18	1			19
学 校 等	幼 稚 園					
	学 校	53	13		3	69
	教育委員会等		2			2
里 親						
児童委員（通告の仲介含む）						
家 族 ・ 親 戚		775	238	10	12	1,035
近 隣 ・ 知 人		110	10		5	125
児 童 本 人		10	6	1		17
そ の 他		60	22		3	85
合 計		2,241	603	44	35	2,923

(7) 区別年齢別受付件数

(件)

区 年齢別	中央区	浜名区	天竜区	管外他	合計
0 歳	50	10		2	62
1 歳	53	18	4	3	78
2 歳	61	11	1		73
3 歳	188	31	3	1	223
4 歳	122	19	4	3	148
5 歳	163	40		3	206
6 歳	152	30	2	3	187
7 歳	138	35	7	2	182
8 歳	160	54	2	2	218
9 歳	138	41	6	2	187
10 歳	95	26		4	125
11 歳	114	36	1	2	153
12 歳	185	41	2	1	229
13 歳	134	59	6	1	200
14 歳	112	34			146
15 歳	126	40	3	2	171
16 歳	117	44	2	1	164
17 歳	111	29	1	2	143
18 歳以上	22	5		1	28
合計	2,241	603	44	35	2,923

(8) 区別相談対応別件数

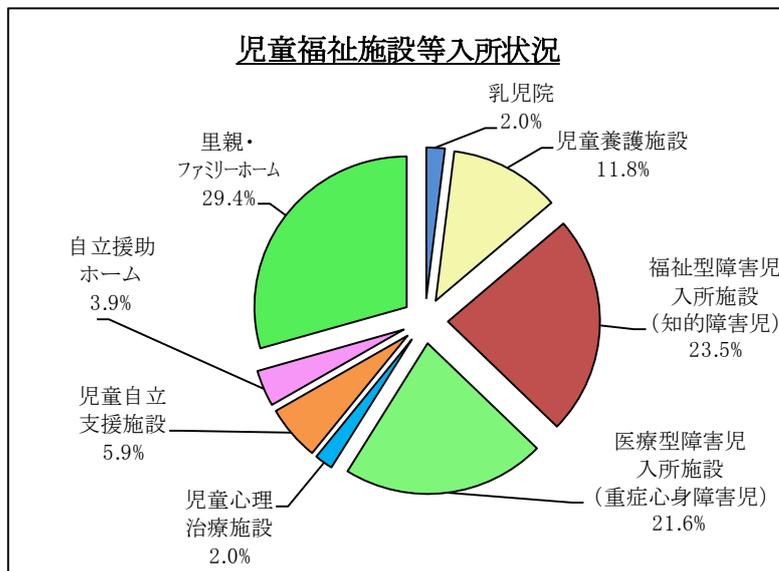
(件)

相談対応別		区				合計
		中央区	浜名区	天竜区	管外他	
面接 指導	助言指導	835	219	17	9	1,080
	継続指導	572	112	12	10	706
他機関あつせん		1	4		9	14
児童福祉司指導		28	10	2	1	41
児童委員指導						
児童家庭支援センター 指導・指導委託						
福祉事務所送致		6	2	2		10
訓戒・誓約		3				3
児童 福祉 施設	入所措置	8			1	9
	家裁(再掲)					
	通所					
指定発達支援 医療機関委託						
里親委託		10				10
家庭裁判所送致						
障害児施設等 への利用契約		10	2		1	13
その他		772	265	11	7	1,055
合計		2,245	614	44	38	2,941

(9) 児童福祉施設等入所状況

児童福祉施設・里親等への入所状況は「里親・ファミリーホーム」への入所が最も多く、「福祉型障害児入所施設（知的障害児）」がその後に続いています。

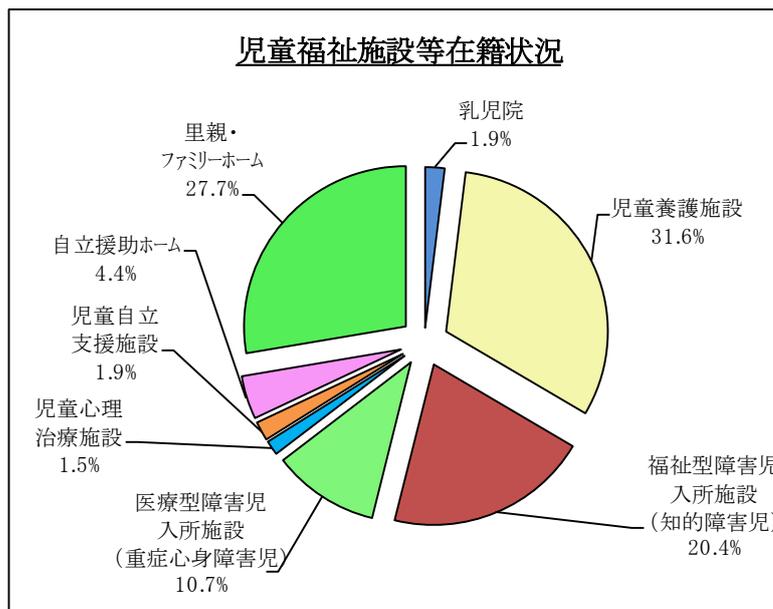
施設種別	人数
乳児院	1
児童養護施設	6
福祉型障害児入所施設 (知的障害児)	12
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児)	11
児童心理治療施設	1
児童自立支援施設	3
自立援助ホーム	2
里親・ファミリーホーム	15
合計	51



(10) 児童福祉施設等在籍状況

児童福祉施設・里親等の在籍状況は、入所施設では「児童養護施設」に在籍している児童が最も多く、「里親・ファミリーホーム」がその後に続いています。

施設種別	人数
乳児院	4
児童養護施設	65
福祉型障害児入所施設 (知的障害児)	42
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児)	22
児童心理治療施設	3
児童自立支援施設	4
自立援助ホーム	9
里親・ファミリーホーム	57
合計	206



2 一時保護の状況

(1) 一時保護所における保護の状況

一時保護所は、おおむね2歳以上18歳未満の児童で、様々な事情により家庭で生活できなくなった児童を一時的に入所させ、規則正しい生活を送りながら児童のより良い生活を一緒に考えていく場所です。職員と寝起きを共にし、日常生活の指導や生活状況を把握していきます。

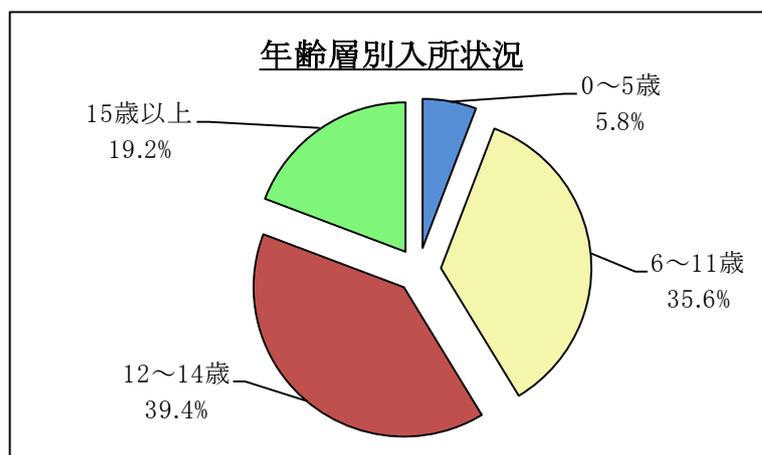
一時保護を行う理由として、保護者の不在、児童虐待等による緊急保護、行動観察等があります。

令和6年度の一時保護所の延べ児童数は104人です。また、延べ入所日数は5,019日です。

① 年齢層別の入所状況

入所した児童を年齢層別に分類すると、「12～14歳」の入所数が多く、約39%を占めています。

年齢層	延べ人数
0～5歳	6
6～11歳	37
12～14歳	41
15歳以上	20
合計	104



② 相談種類別の入所状況

入所した児童を相談種類別に分類すると、「養護」相談のうち「児童虐待」相談が約70%を占めています。

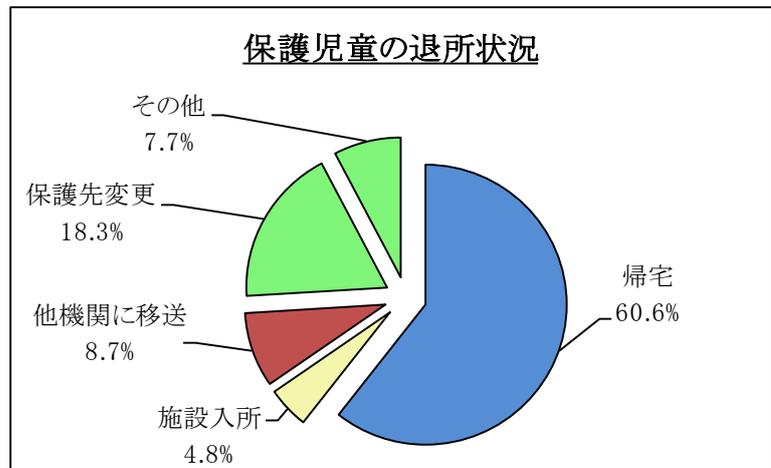
(人：日)

	養護		障害	非行	育成	その他	合計
	児童虐待	その他					
延べ人数	66	34			4		104
延べ日数	3,529	1,207			283		5,019
一人平均日数	53.5	35.5			70.8		48.3

③ 保護児童の退所状況

入所した児童の退所状況は、「帰宅」が最も多く全体の約61%を占めています。

退 所 状 況	延べ人数
帰 宅	63
施 設 入 所	5
他機関に移送	9
保 護 先 変 更	19
そ の 他	8
合 計	104



(2) 一時保護委託の状況

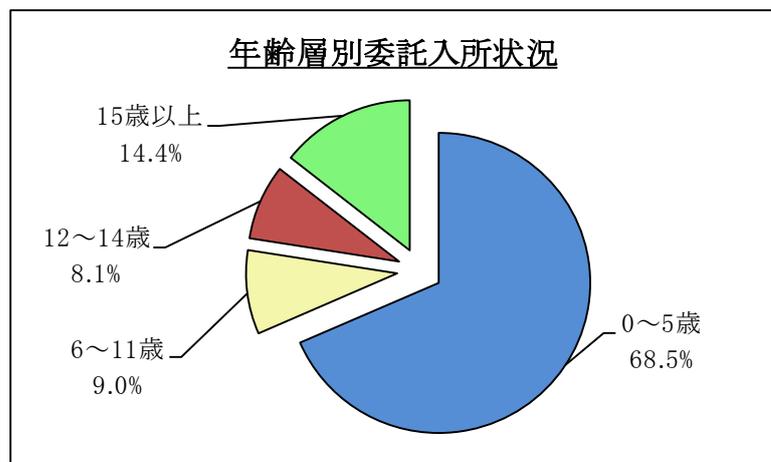
一時保護委託は、乳児や重度障害児など、一時保護所での対応が難しい場合に、他の適した機関に委託するものです。

令和6年度の一時保護委託の延べ児童数は111人です。また、延べ入所日数は2,336日です。

① 年齢層別の委託状況

保護した児童を年齢層別に分類すると、「0～5歳」の入所数が多く、約68%を占めています。

年 齢 層	延べ人数
0 ～ 5 歳	76
6 ～ 11 歳	10
12 ～ 14 歳	9
15 歳 以 上	16
合 計	111



② 相談種類別の委託状況

保護した児童を相談種類別に分類すると、「養護」相談のうち「児童虐待」相談が約63%になっています。

(人：日)

一時保護委託	養 護		障 害	非 行	育 成	その他	合 計
	児童虐待	その他					
延べ人数	70	41					111
延べ日数	1,145	1,191					2,336
一人平均日数	16.4	29.0					21.0

③ 委託先別の委託状況

保護した児童を委託先別に分類すると、委託した児童数が最も多いのは「里親」で、一人平均日数が多いのは「児童養護施設」です。

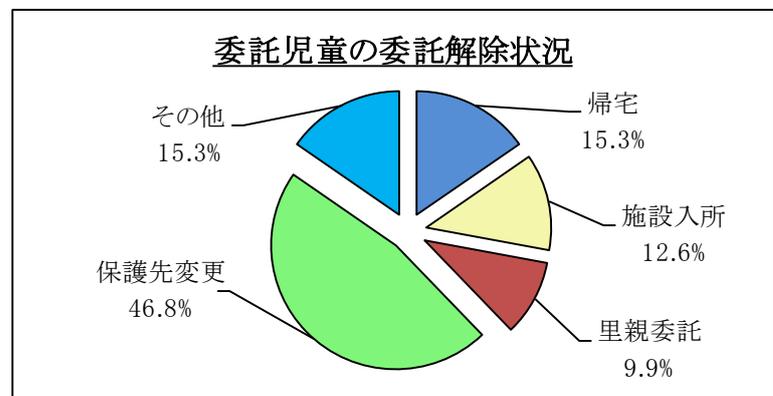
(人：日)

一時保護委託	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	里 親	医療機関	その他	合 計
延べ人数	18				5	69	7	12	111
延べ日数	908				19	1,060	296	53	2,336
一人平均日数	50.4				3.8	15.4	42.3	4.4	21.0

④ 委託児童の委託解除状況

保護した児童の委託解除状況は、「保護先変更」が最も多く、全体の約47%を占めています。

委託解除状況	延べ人数
帰 宅	17
施 設 入 所	14
里 親 委 託	11
保 護 先 変 更	52
そ の 他	17
合 計	111



(3) 一時保護所での生活状況

① 生活の流れ

時	分	一日の日課
6	45	起床(月～金)
7	15 30	起床(土・日・祝日) 朝食(月～金)
8	00 30	朝食(土・日・祝日) ラジオ体操
9	30	学習(~10:15) 環境整備(水) 作文(土) 自由時間(日・祝日)
10	30	学習(~11:15) 自由時間(土・日・祝日)
11	30	読書(~11:45) 自由時間(土・日・祝日)
12	00	昼食
13	30	工作(1時間目~14:15) 自由時間(水・土・日・祝日)
14	30	工作(2時間目~15:10) 自由時間(水・土・日・祝日)
15	10	掃除
15	30	入浴・自由時間
17	30	夕食
18	30	日記
19	00	自由時間
20	00	おやつ
21	00 30	就寝準備 消灯・就寝

② 施設の紹介



← 居室です。

心理治療室です。
職員と心理検査、面
接をします。 →



③ 生活の様子



自由時間は、ゲームをしたり、マンガを
読んだり、外で遊んだりできます。



学習は、主に国語と算数を勉強しますが、
一人一人学力に応じた課題を行います。



掃除の時間は、みんなで決められた場所を
一緒に掃除をします。

3 相談種類別の内容

(1) 養護相談【受付件数 859 件】

養護相談とは、児童虐待、父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談です。

① 受付件数の推移

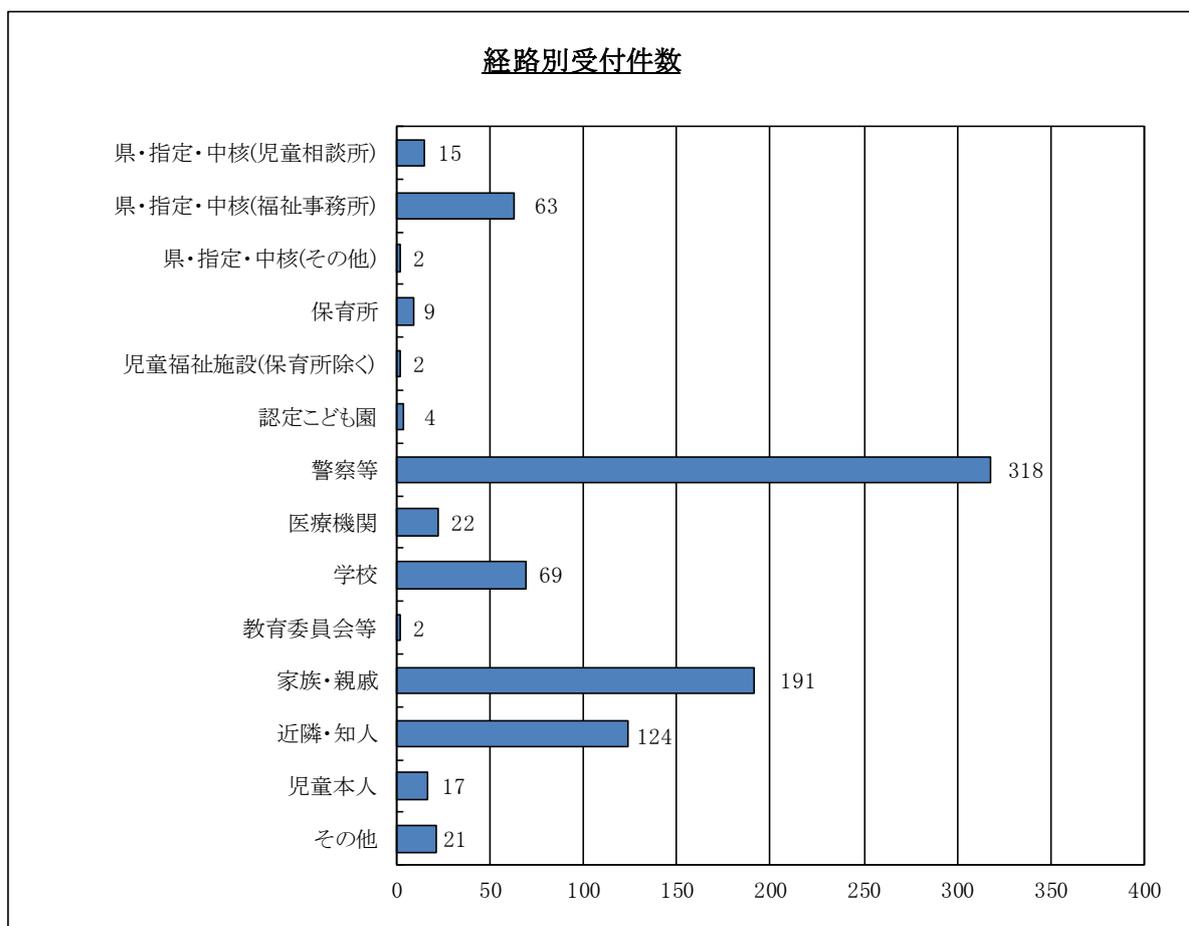
令和6年度の養護相談（児童虐待含む）の受付件数は859件で、前年度より23件減少しています。

(件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	980	963	996	882	859

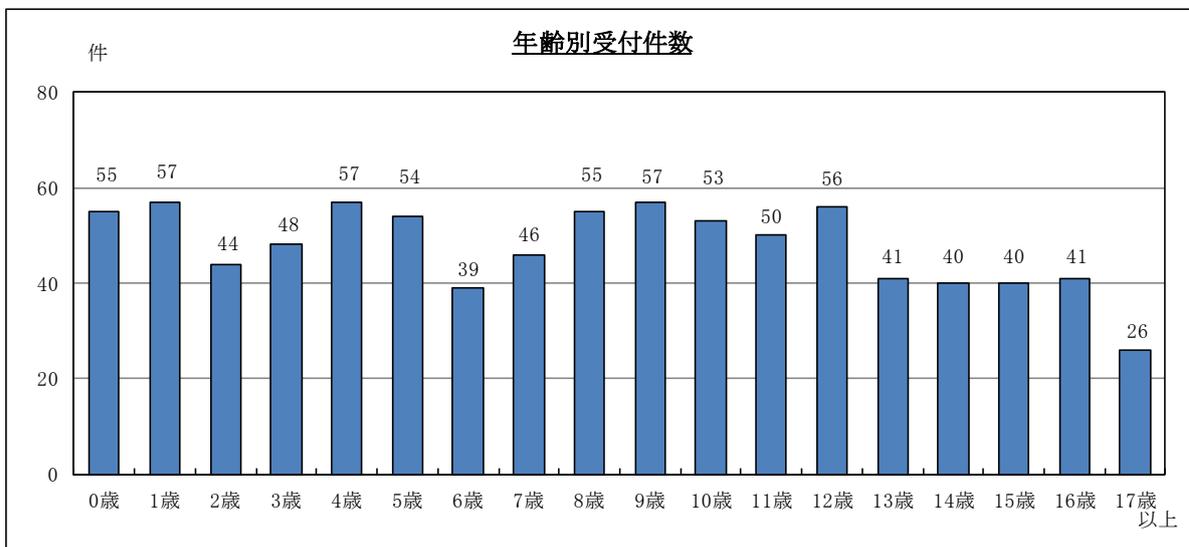
② 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、最も多いのは「警察等」で、次いで「家族・親戚」、「近隣・知人」の順となっています。



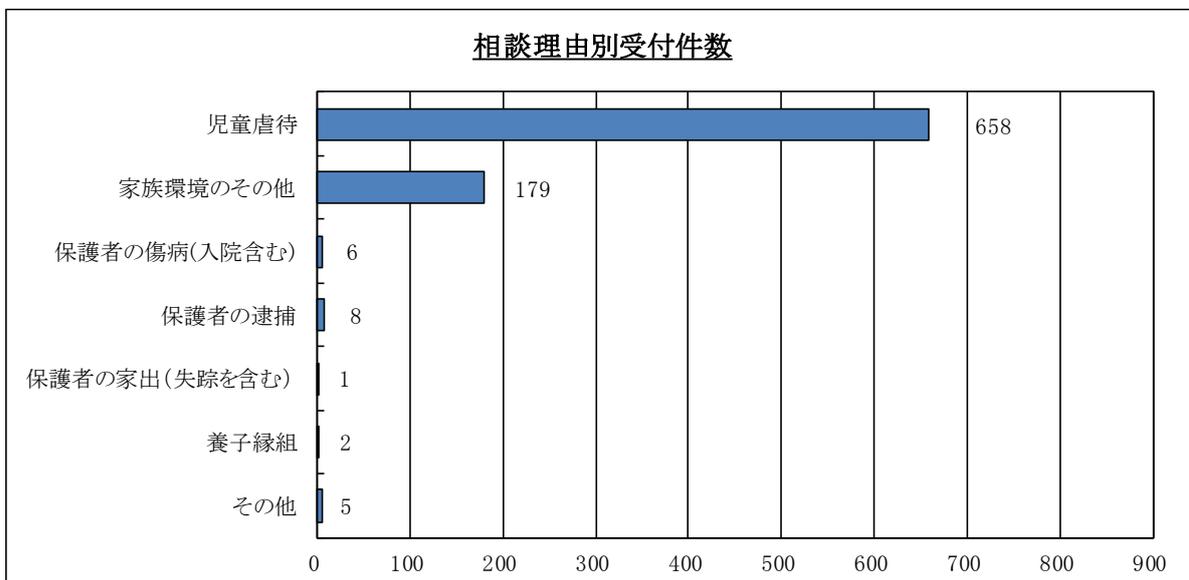
③ 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると、「1歳」「4歳」「9歳」が57件で最も多く、次いで「12歳」、「0歳」、「8歳」の順となっています。



④ 相談理由別受付件数

受付件数を相談理由別に分類すると、最も多い理由は「児童虐待」の658件で、次いで「家族環境のその他」が179件となっています。

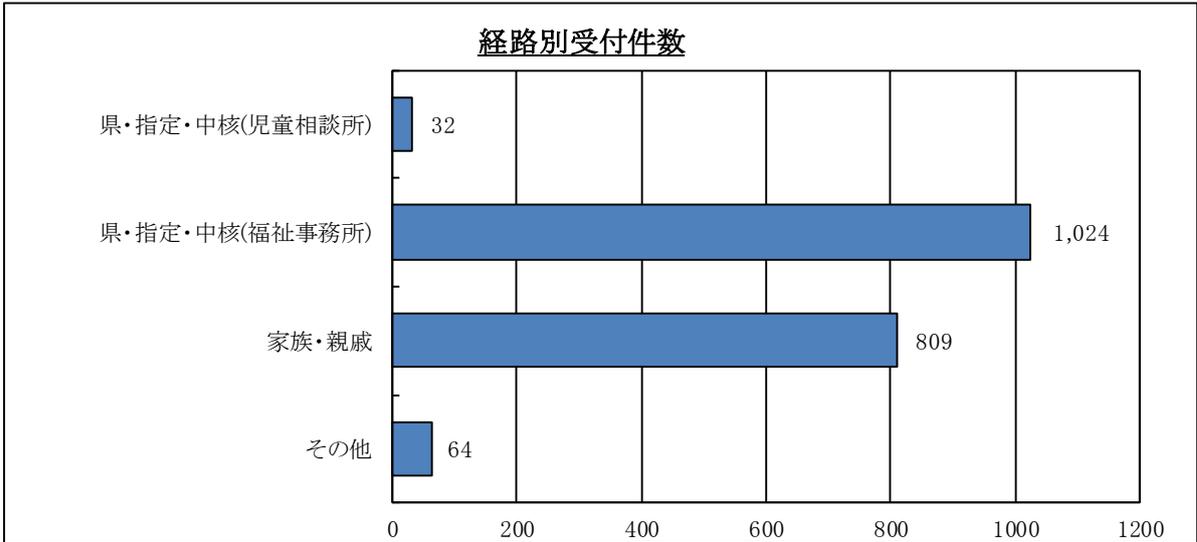


(2) 障害相談【受付件数 1,929 件】

障害相談とは「肢体不自由」、「視聴覚障害」、「言語発達障害等」、「重症心身障害」、「知的障害」、「発達障害」などの相談です。

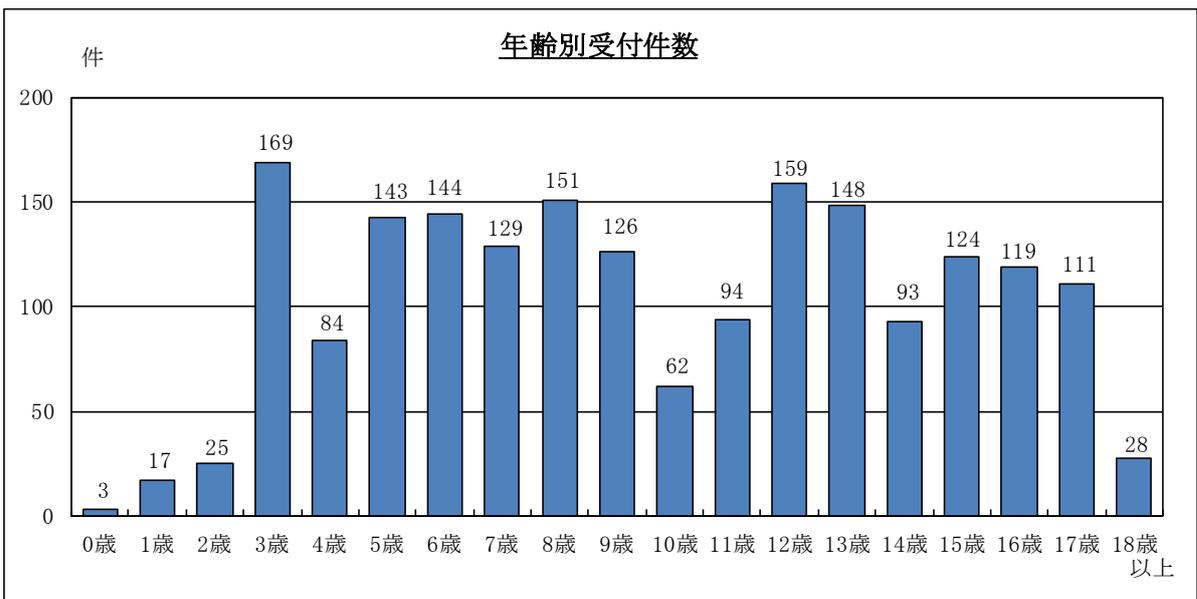
① 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、最も多いのは「福祉事務所」からの 1,024 件で、療育手帳の新規申請や再判定の申請等が多いことによるものです。



② 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると、「3歳」が 169 件で最も多く、次いで「12歳」、「8歳」の順となっています。

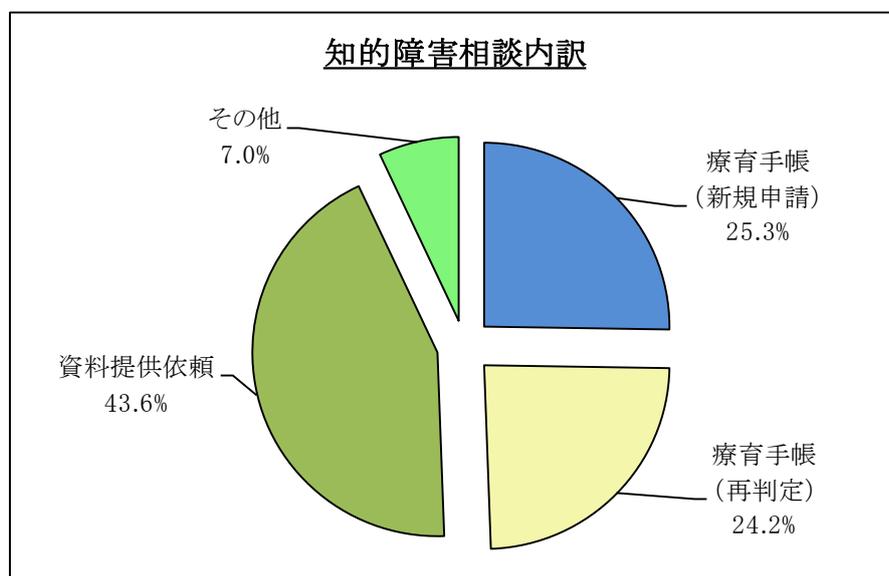


③ 相談種類別受付件数

受付件数を相談種類別に分類すると、「知的障害相談」が1,912件で最も多く、その大半が療育手帳の判定に関するものです。

種類別	件数
肢体不自由	2
重症心身障害	14
知的障害	1,912
発達障害	1
合計	1,929

左記「知的障害」の内訳	件数
療育手帳（新規申請）	483
療育手帳（再判定）	462
資料提供依頼	833
その他	134
合計	1,912

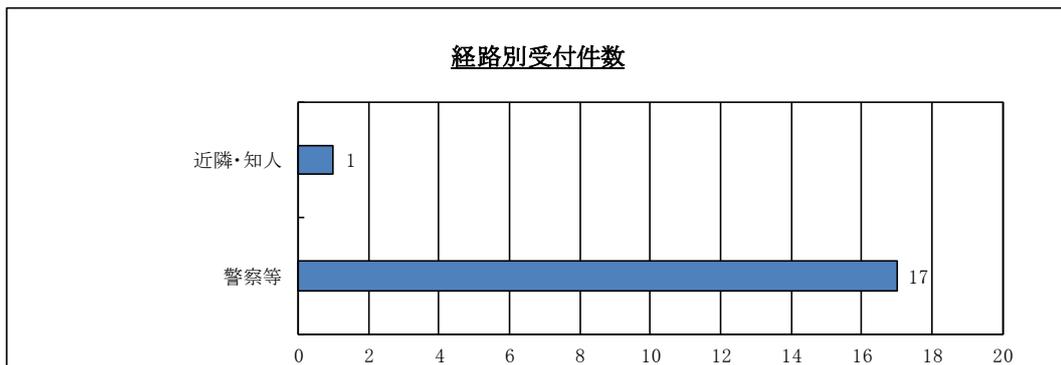


(3) 非行相談【受付件数 18 件】

非行相談は、ぐ犯等相談と触法行為等相談の 2 種類に分けられます。ぐ犯等相談は、虚言、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、金品持ち出し等の問題行為のある児童、又は警察署からぐ犯少年として通告されるなど、犯罪のおそれのある不良行為の見られる児童の相談です。触法行為等相談は、触法行為があったとして警察等から児童福祉法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談です。

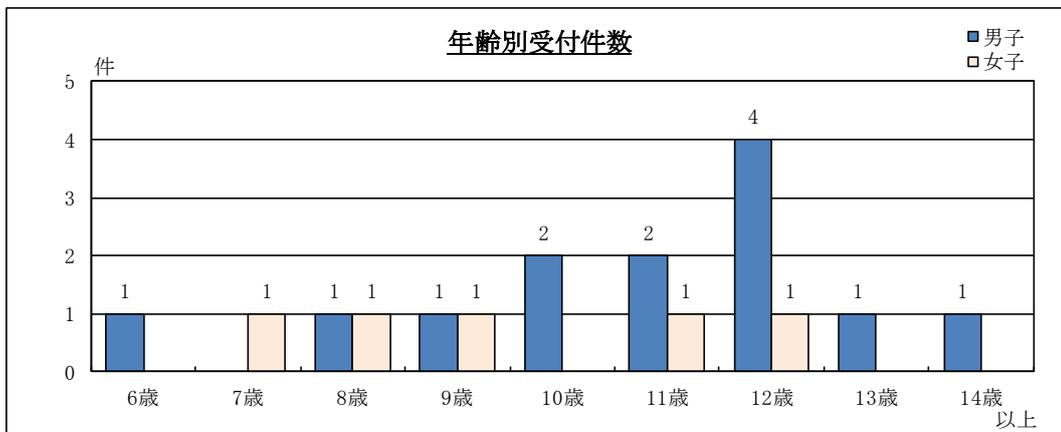
① 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、「警察等」が 17 件と多くなっています。



② 年齢別受付件数

受付件数を年齢別で分類すると、「12 歳」が最も多くなっています。



③ 相談理由別受付件数

受付件数を相談理由別に分類すると、触法行為等相談については、「窃盗」が最も多くなっています。

ぐ犯等相談	男子	女子
盗み	1	0
合計	1	0

触法行為等	男子	女子
窃 盗	8	4
暴 行	1	1
わいせつ行為	1	0
器物破損	1	0
遺失物横領	1	0
合計	12	5

(4) 育成相談【受付件数 35 件】

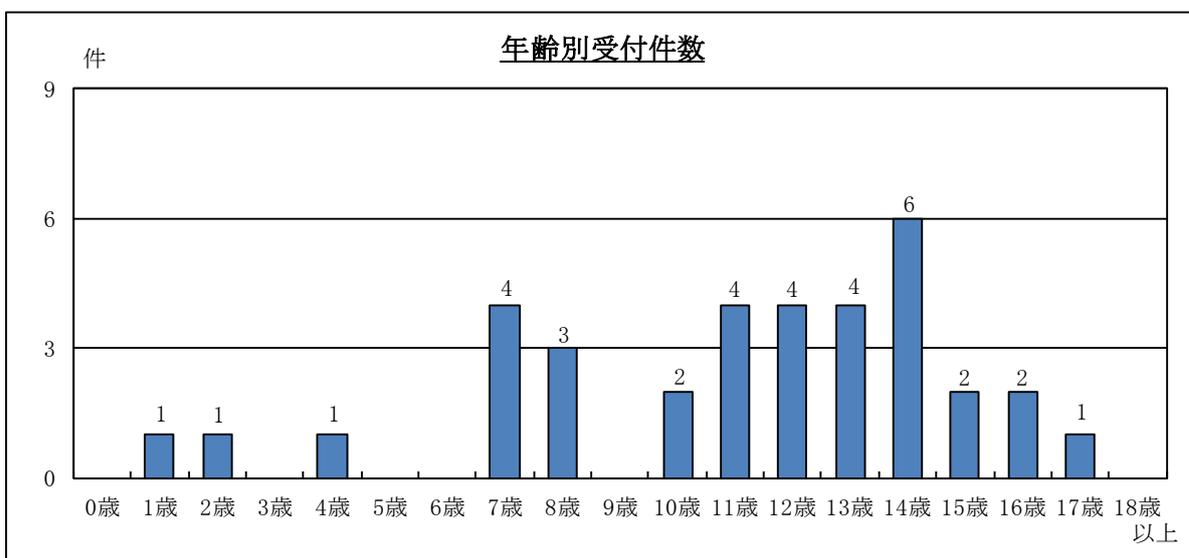
育成相談には、児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談（性格行動相談）、学校及び幼稚園等に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（不登校相談）、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談（適性相談）、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談（しつけ相談）があります。

① 経路別受付件数

受付件数を経路別に分類すると、全件が「家族・親戚」からの相談でした。

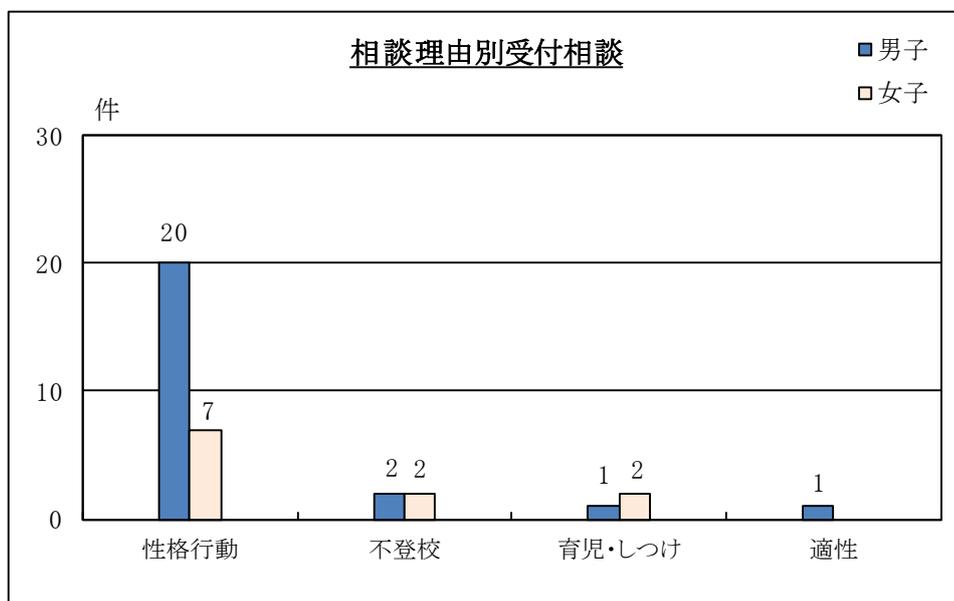
② 年齢別受付件数

受付件数を年齢別に分類すると、「14歳」が6件と最も多くなっています。



③ 相談理由別受付件数

受付件数を相談理由別に分類すると、「性格行動」に関する相談が最も多く、男子が20件、女子が7件となっています。



4 児童虐待について

(1) 児童虐待に関する相談

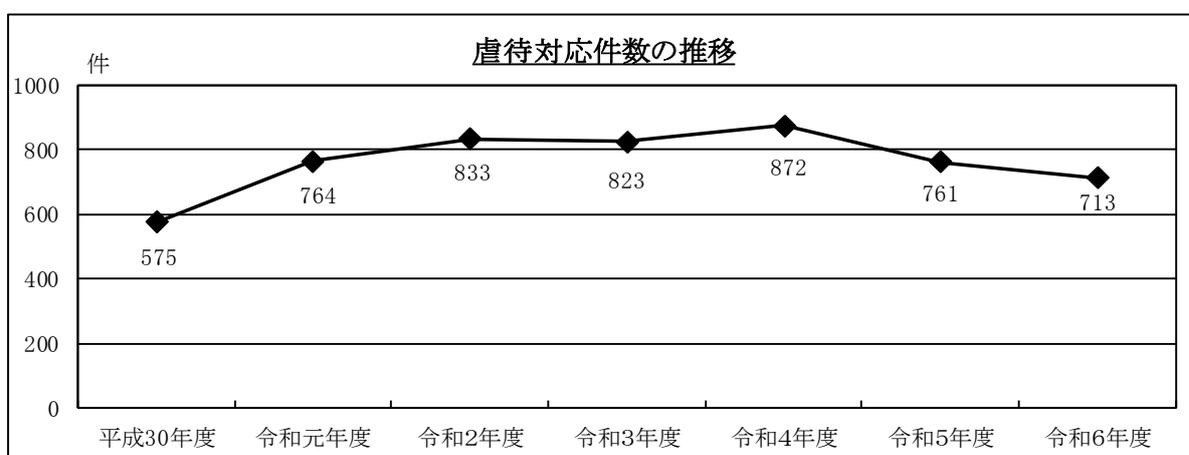
児童虐待とは、児童が親又は監護者から身体的、心理的、性的に危害を加えられたり、適切な養育や保護が得られなかったり（ネグレクト）する状況を指します。

① 対応件数の推移

令和6年度の児童虐待に関する相談の対応件数は713件で、前年度と比較すると48件減少しています。

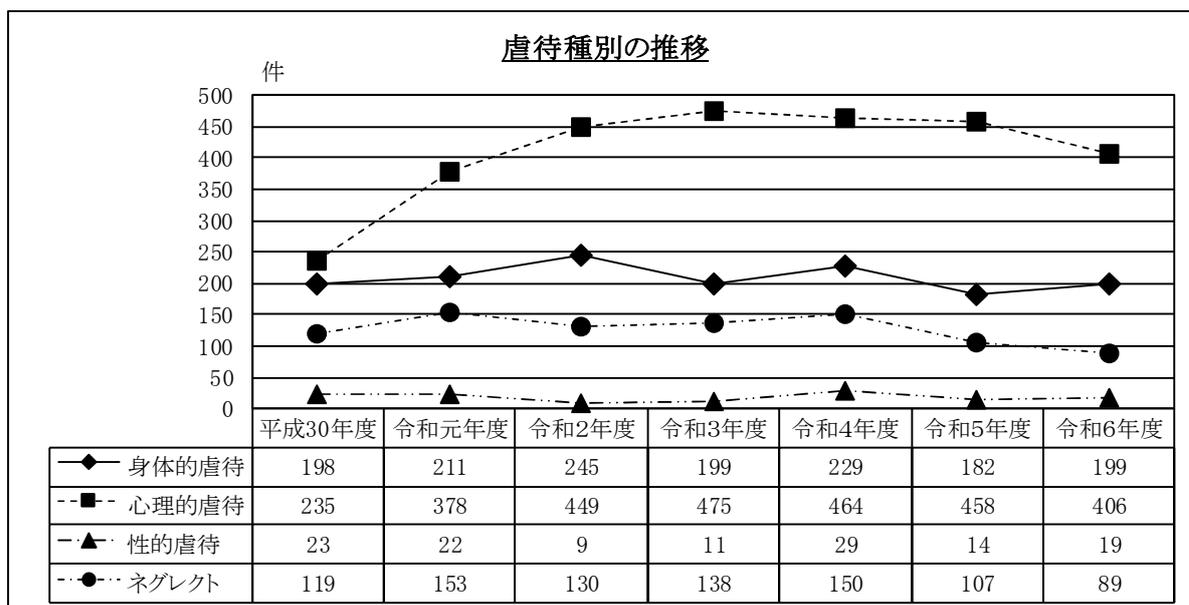
(件)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	575	764	833	823	872	761	713



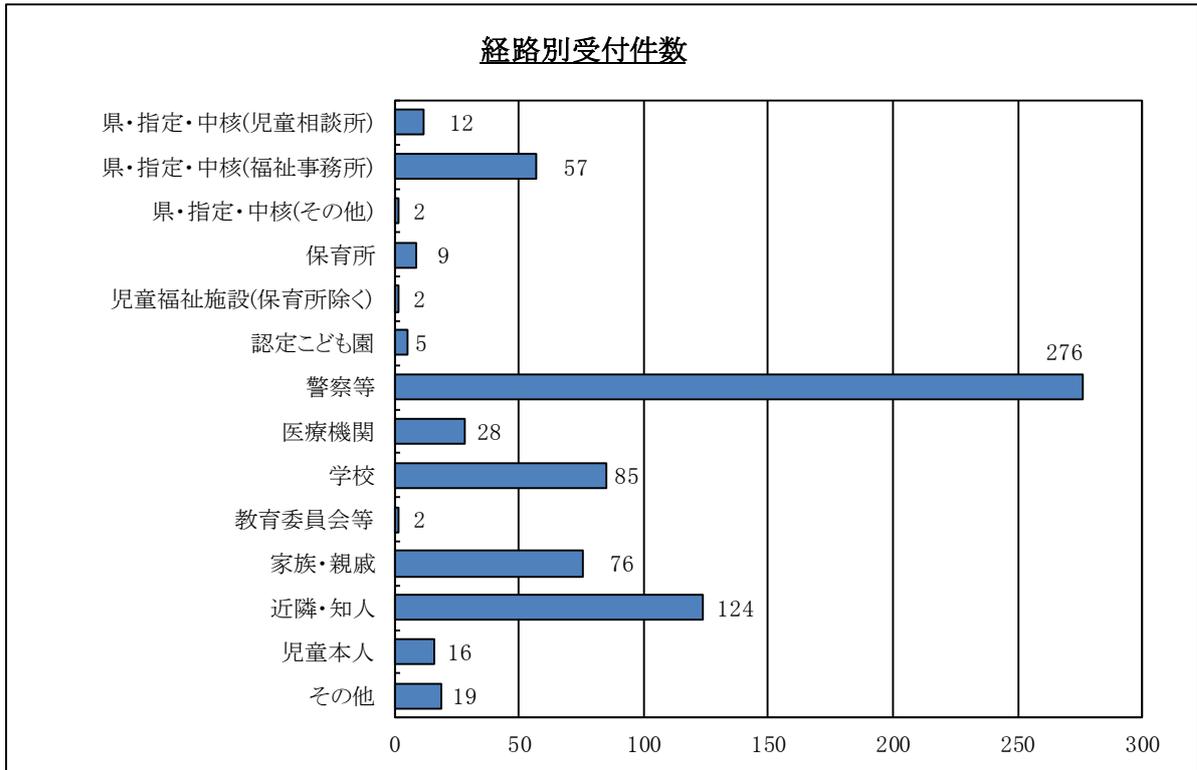
② 児童虐待の各種別の推移

児童虐待を各種別に分類すると、「心理的虐待」が406件と最も多く、全体の約57%を占めています。



③ 経路別対応件数

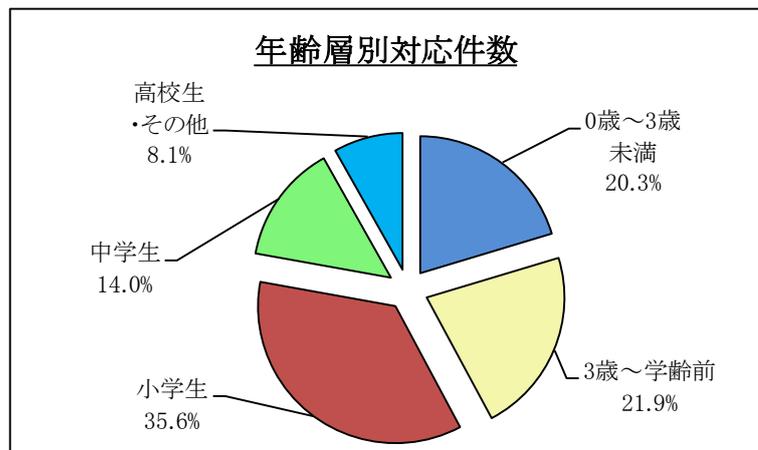
対応件数を経路別に分類すると、「警察等」からの通告が276件と最も多く、全体の約39%を占めます。次いで「近隣・知人」からの通告が多くなっています。



④ 年齢層別対応件数

対応件数を年齢層別に分類すると、「小学生」が254件で、全体の約36%を占めています。

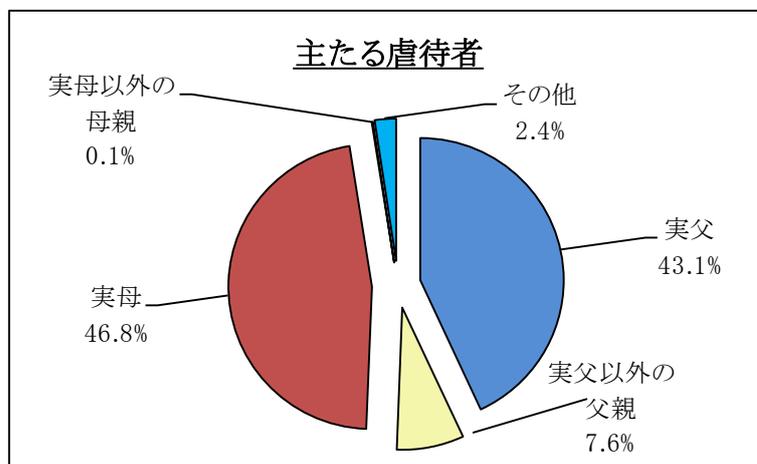
年 齢 層	件 数
0 ～ 3歳 未 満	145
3 ～ 学 齢 前	156
小 学 生	254
中 学 生	100
高 校 生 ・ そ の 他	58
合 計	713



⑤ 主たる虐待者（児童虐待行為を行う者）

主たる虐待者として最も多いのは「実母」の 334 件で、全体の約 47%を占めています。

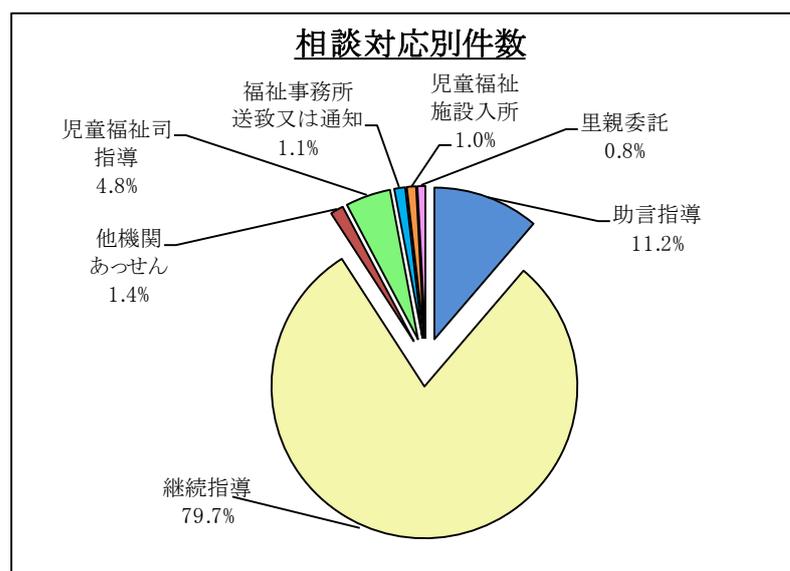
主たる虐待者	件数
実父	307
実父以外の父親	54
実母	334
実母以外の母親	1
その他	17
合計	713



⑥ 相談対応別件数

対応件数として最も多いのは「継続指導」の 568 件で、全体の約 80%を占めています。

対応	件数
助言指導	80
継続指導	568
他機関あっせん	10
児童福祉司指導	34
福祉事務所送致又は通知	8
児童福祉施設入所	7
里親委託	6
合計	713



5 里親について

(1) 里親・里子の状況

里親とは、親の病気や虐待など様々な事情によって、実家庭での養育が困難な児童を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育して下さる方のことです。里親には、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類があります。また、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、5人もしくは6人を定員としてファミリーホーム事業者の家庭に児童を迎え入れるものです。

① 里親登録数

令和7年3月末現在、浜松市内で登録されている里親数は110組で、令和6年度に新たに登録された里親は12組です。里親の内訳は、養育里親が最も多く108組です。専門里親4組と養子縁組里親55組は、養育里親と二重登録をしています。

(組)

	令和5年度末登録数	令和6年度新規登録数	令和6年度取消登録数	令和6年度末登録数	種類別登録数			
					養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
登録数	109	12	11	110	108	4(4)	0	57(55)

() は養育里親との二重登録数

② 里親・ファミリーホーム委託件数

令和6年度に新規に委託した件数は15件で、0歳から6歳児の乳幼児が大半を占めています。委託を解除又は変更した件数は10件です。

(件)

	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	合計
新規委託	12	3	0	0	0	15
委託解除・変更	5	4	0	0	1	10

③ 里親・ファミリーホーム委託件数及び里親委託率の推移

(件：%)

	市内登録里親	管外里親	ファミリーホーム	合計	里親委託率
令和2年度	42	2	5	49	37.4
令和3年度	46	2	6	54	42.9
令和4年度	46	1	6	53	40.2
令和5年度	45	1	6	52	39.7
令和6年度	48	3	6	57	45.2

(各年度3月末現在)

(2) ショート・ルフラン事業

ショート・ルフラン事業は、児童福祉施設に入所している児童を、週末や夏休み、冬休み等、長期休暇中に里親宅に迎え入れ、家庭的な雰囲気を経験させ、将来の施設退所後の自立を促進することを目的としています。

	実施日数	受入里親数	受入児童数
前期(4月～9月)	40日	7組	9人
後期(10月～3月)	37日	9組	11人

(3) 里親支援事業

① 普及啓発事業

	内 容
ポスター・チラシ等による啓発	<p>【イベント等への参加】</p> <p>実施日：令和6年4月3日 ジュビロ磐田浜松デー</p> <p>実施日：令和6年5月19日 浜名湖花博2024</p> <p>実施日：令和6年10月20日 労福協まつり</p> <p>実施日：令和6年12月14日 三遠ネオフェニックス浜松デー</p> <p>実施日：令和7年3月2日 静岡ブルーレヴズ浜松デー</p> <p>実施日：令和7年3月22日 ブレス浜松ホーム最終戦</p> <p>【ショッピングモール展示】</p> <p>実施日：令和6年10月29日～11月15日 プレ葉ウォーク浜北</p> <p>実施日：令和6年11月11日～11月18日 イオン浜松西</p> <p>実施日：令和6年12月9日～12月16日 イオン浜松市野</p> <p>実施日：令和7年1月24日～1月30日 イオン浜松志都呂</p> <p>【駅前啓発】</p> <p>実施日：令和6年10月4日 JR浜松駅北口</p> <p>【その他啓発活動】</p> <p>実施日：令和6年10月3日～10月30日 遠鉄電車中吊り広告掲出</p>
里親啓発動画の公開	里親制度について紹介する動画を浜松市ホームページ等で公開
一日里親事業	令和6年10月19日(土) 64人参加
里親制度説明会	<p>【里親説明会】</p> <p>5月から3月まで全11回実施。 26組39人参加</p> <p>【里親体験談聴講】</p> <p>実施日：令和7年3月21日 8組13人</p>

里親希望者との面接	里親希望者との面接を随時実施。32組（実28組） 54人
市広報媒体	広報はまつ10月号子育て応援コラム掲出 浜松市公式SNS（facebook、X、LINE）への投稿 実施日：令和6年10月3日 FMHaro!ハママツ・シティ・インフォメーション原稿読み
出前講座	実施日：令和6年7月16日 聖隷クリストファー大学 実施日：令和6年12月2日 静岡県医療ソーシャルワーカー協会 実施日：令和7年1月30日 聖隷浜松病院
ちらし制作	里親募集ちらしを作成し、関係機関等に配布

② 里親研修事業

	内 容	
養育里親研修	基礎研修	講義演習： 令和6年6月1日 参加者：6組9人 令和6年12月7日 参加者：5組9人 施設実習：参加者の希望する日 修了者数：11組18人
	登録前研修	講義演習： 令和6年7月6日、令和6年7月13日 令和7年1月18日、令和7年1月25日 施設実習：参加者の希望する日 修了者数：12組19人
	更新研修	講義演習： 令和6年8月24日 令和6年9月9日 修了者数：33人
専門里親研修	専門里親の登録・更新研修を母子愛育会に委託して実施 登録研修受講者：なし 更新研修受講者：1名	
ペアレント・トレーニング	児童心理司による養育中の里親を対象としたペアレント・トレーニングを実施 【里母対象】 実施日：令和6年9月3日、令和6年9月20日、 令和6年10月1日、令和6年10月29日、 令和6年11月12日、令和6年11月26日、 令和6年12月10日（全7回） 参加者：2人（延11人）	

	<p>【里父対象】（全3回） 実施日：令和6年 9月13日、令和6年 9月27日、 令和6年10月11日（全3回） 参加者：2人（延 6人）</p>
里親研修会	<p>実施日：令和6年 9月28日 内 容：「子どもの成長を支えあい、共に考える」 講 師：藤田 知子（浜松市中障がい者相談支援センター） 参加者：12人 場 所：アクトシティ浜松 研修交流センター</p>
	<p>実施日：令和6年11月30日 内 容：プロから学ぶ『子どもが安全にスマホ・インターネットを 使うために』 講 師：鶴野 泰弘（ドコモショップさんじの店） 参加者：7人（大人5人 児童2人） 場 所：アイミティ浜松</p>
	<p>実施日：令和7年 3月 8日 内 容：「里親家族の本音 ～親と子それぞれの立場から～」 講 師：眞保 和彦（全国里親会副会長）、元里子 参加者：20人 場 所：アイミティ浜松</p>
	<p>【里親フォローアップ研修】 実施日：令和7年 2月 8日 内 容：「親子で仲良く元気よく遊ぼう」 講 師：伊藤 伸寿（聖隷クリストファー大学） 参加者：30人（大人18人 児童12人） 場 所：アイミティ浜松 実施日：令和7年 2月15日 内 容：「幼児期・成長期の子どもにいい食事」 講 師：芥田 幸奈、松井 友香 （浜松市健康増進課管理栄養士） 参加者：12人（大人 8人 児童 4人） 場 所：積志協働センター</p>

③ 里親による相互交流

	内 容
里親サロン	<p>【テーマなしサロン】</p> <p>実施日：令和6年 5月21日、令和6年 7月19日、 令和6年 8月19日、令和6年10月25日、 令和6年12月16日、令和7年 2月20日 (全6回)</p> <p>参加者：21人</p> <p>【テーマ別サロン】</p> <p>実施日：令和6年 6月20日、令和6年 8月 6日、 令和6年 9月19日、令和6年11月19日、 令和7年 1月21日、令和7年 3月14日 (全6回)</p> <p>参加者：26人</p>

④ 里親委託支援

	内 容			
乳児受託前実習	新規受託時の育児手技の習得、関係構築のための実習 養育里親宅にて3件(延べ13回)			
委託前施設実習	児童福祉施設からの育児手技の習得、関係構築のための実習 実施なし			
新規委託調整	新規里親・ファミリーホーム委託件数：15件 里親・ファミリーホームへの一時保護件数：68件			
里親委託支援	里親担当職員による里親宅への家庭訪問、里親との面接、保 護者面接への同席を随時実施			
レスパイト・ケア	実施箇所	実施件数	延実施日数	
	施設	2箇所	29件	53日
	里親	17箇所	90件	236日
合計	19箇所	119件	289日	
里親委託等推進 委員会	実施日：令和7年 3月21日			

⑤ その他

	内 容
こどもの家庭養 育推進官民協議 会	こどもの家庭養育推進官民協議会に平成28年 4月の設立時 より加盟 幹事会出席：令和6年 5月20日
里親会	総会・理事会(2回)へのオブザーバー参加

6 児童相談所職員の活動状況

(1) 児童福祉司、相談員の活動状況

児童福祉司や相談員は、児童の福祉に関する相談に応じ、児童本人、保護者、関係者等に必要な支援、指導、関係調整等を行います。調査・社会診断とは、児童福祉司、相談員等のケースワーカーが、面接、電話、文書照会等により行った調査・指導のことです。

(件)

	調査・社会診断指導等			
	児童	保護者	関係者等	合計
児童虐待	739	2,550	2,735	6,024
非行	142	413	476	1,031
その他	1,960	1,414	1,112	4,486
合計	2,841	4,377	4,323	11,541

(2) 児童心理司の活動状況

児童心理司は、診断面接、心理検査、観察等によって児童や保護者等に対して心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等の各種技法を用いて指導を行います。

① 心理診断指導

(件)

	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	面接・観察・指導	心理療法・カウンセリング	合計
児童	761	314	101	37	2,020	2,912	6,145
保護者			1	6	1,454	1,094	2,555
関係者等					1,120	2,596	3,716
合計	761	314	102	43	4,594	6,602	12,416

② 個別ケア事業 (児童養護施設等の入所児童のための継続的な心理面接)

実施児童数 123人 (児童福祉施設等 18施設)

(回)

	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	合計
延面接回数	97	392	377	264	54	1,184

児童心理司 1人平均面接回数 年間96.6回

③ 乳児院「こどもの育ち・育てをつなぐ」支援事業

乳児院入所児童を対象に、心理判定、行動観察、親子交流等の様子を『はままつ「育ち・育て」年表』にまとめ、措置変更に関わる「育ちの連続性の保障」を行います。

(ア) 心理判定

入所児に定期的に発達検査を行い、発達状況を確認します。

(イ) 行動観察

年5回、保育場面に当所職員が参加し、集団場面での行動観察を行います。

※その他、ケース検討、親子面会立会い、慣らし保育同行を適宜行います。

(人)

	対象児童数	延 児 童 数
心 理 判 定	6	8
行 動 観 察	6	22

④ペアレント・トレーニング

児童養護施設職員を対象に、難しい児童への対応法をグループで学び、入所児の処遇向上を図ります。

(回：人)

	実参加職員数	実施回数	延べ参加職員数
清 明 寮※	2	9	18
わ こ う※	6	9	54
す み れ 寮	1	9	9

※清明寮とわこうは2施設合同で実施。

⑤ 児童養護施設職員研修

児童養護施設職員を対象に研修を実施し、入所児の心理的支援を促します。

(人)

	テーマ	実 施 日	延参加職員数
清 明 寮	アタッチメントについて	令和6年 7月 5日	20
わ こ う	子どもの権利を考える	令和6年 9月 6日	23
		令和6年 9月 10日	23
す み れ 寮	子どもへの対応について	令和7年 1月 24日	8

⑥ 就学支援専門調査 (技術援助)

年間調査件数 0件

(3) 保健師の活動状況

保健師は、乳幼児や身体的・性的虐待の医療機関受診同行、保健センター・医療機関等関係機関との連携（情報集約）、里親支援等を行います。

また、性的虐待を受けた児童及び性的逸脱行動のある児童に対し性教育を実施し、施設職員に対しても施設内性教育実施のための支援を行っています。

① 性教育指導

(回：人)

対 象		回 数	延参加人数
施設入所児童	個別指導	2	2
	集団指導	2	20
施設職員	集団指導	0	0
里親（登録前）	集団指導	2	21
一時保護児童	個別指導	7	7
在宅児童	個別指導	5	5
合 計	個別指導	14	14
	集団指導	4	41

(4) 通訳対応状況

431件

(対応言語：ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語)

※会計年度任用職員による通訳（ポルトガル語）を除く。

(5) 嘱託医による医学的診断の状況

(件)

	診察・指導	医学的検査	そ の 他	合 計
児 童	21			21
保 護 者	12			12
関 係 者 等				
合 計	33	0	0	33

(6) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図るためには、関係機関がその児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、関係機関の円滑な連携・協力を確保するために、浜松市子ども家庭部子育て支援課に事務局を置く浜松市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という）が設置されています。

また、協議会には、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議が設置されています。各エリアで毎月開催されている実務者会議では、適切な連携を図るとともに必要な技術援助を行っています。

① 代表者会議への参加状況

開催数	年2回
構成機関	子育て支援課、児童相談所、こども若者政策課、幼保支援課、幼保運営課、中央福祉事業所児童家庭課、中央福祉事業所社会福祉課、中央福祉事業所生活福祉第一課、中央福祉事業所生活福祉第二課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、健康増進課、障害保健福祉課、精神保健福祉センター、中央健康づくりセンター、浜名健康づくりセンター、天竜健康づくりセンター、学校教育指導課、UD・男女共同参画課、浜松市警察部、静岡県弁護士会浜松支部、静岡地方法務局浜松支局、浜松市人権擁護委員連絡協議会、浜松市医師会、静岡県精神神経科診療所協会、浜松市歯科医師会、浜松市薬剤師会、浜松市助産師会、浜松市民生委員児童委員協議会、浜松民間保育園長会、浜松市私立幼稚園協会、浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会、浜松市里親会、浜松市児童家庭支援センター、浜松市障がい者基幹相談支援センター、その他浜松市長及び協議会が必要と認める者
議 事	浜松市要保護児童対策地域協議会の役割と課題 浜松市における要保護児童対策の現状
事務局	こども家庭部子育て支援課

② 実務者会議への参加状況

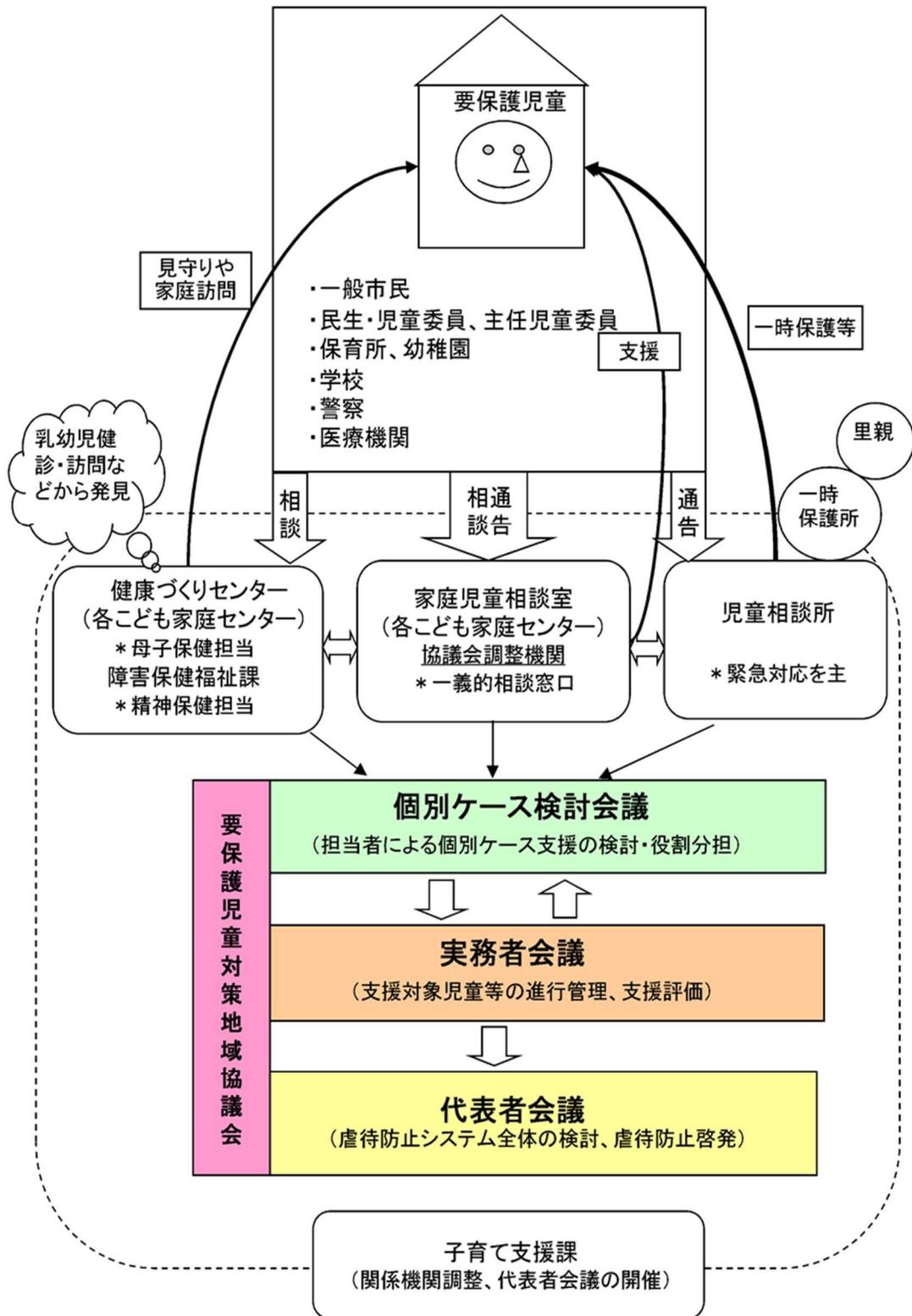
設置数	3行政区7エリア8組織（中央エリアに2組織設置） 中央1エリア、中央2エリア、東エリア、西エリア、南エリア、浜名エリア、北エリア、天竜エリア
開催数	各エリア月1回（計95回、大雨により1回中止） 令和6年度1,358ケース（延べ4,816件）
構成機関	中央福祉事業所児童家庭課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、各健康づくりセンター、児童相談所、障害保健福祉課、学校教育指導課、エリアを管轄する警察署、障がい者相談支援センター、障がい者相談支援事業所（シグナル）、ファミリーソーシャルワーカーを配置する児童福祉施設、浜松市児童家庭支援センター、その他浜松市長及び協議会が必要と認める者
事務局	中央福祉事業所児童家庭課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、

③ 個別ケース検討会議への参加

会議は、必要に応じ随時開催され、児童相談所の主催回数は、令和6年度101件となっています。

会議に参加する関係機関は、児童相談所、中央福祉事業所児童家庭課、浜名福祉事業所社会福祉課、天竜福祉事業所社会福祉課、各健康づくりセンター、主任児童委員、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、小中学校、高校、教育委員会、医療機関など当該要保護児童等に直接関わる者、今後関わる可能性のある機関で構成されます。

児童虐待対応フロー



(7) 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会

児童福祉法第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童処遇部会を設置しています。

① 開催状況及び構成委員

開催回数 2回

構成委員 社会福祉事業従事者1名、医師2名、学識経験者1名、弁護士1名
計5名

② 諮問件数

児童福祉法第27条第6項に基づく意見聴取 2件

児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定 12件

(8) 児童福祉週間事業

浜松市児童相談所では、国の「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日から1週間)に併せて、児童の適切な養育と健やかな成長を広く市民に周知するため、児童福祉の理念の普及、児童虐待への適切な対応などを目的に、児童虐待防止及び里親制度の啓発イベントを実施しています。

実施日：令和6年 5月19日(日)

場 所：浜名湖花博2024 はままつフラワーパーク会場

内 容：はままつフラワーパーク内、正面ゲート付近にテントブースを設け、出世大名康くんも登場して来場者へ啓発物品等を配布し、児童虐待防止及び里親制度について啓発活動を行いました。

(9) 児童虐待防止・健全育成活動(出前講座)

(人)

番号	開催日	内 容(テーマ)	対 象	参加人数
1	6月 3日(月)	児童相談所の業務について	民生委員・児童委員	29
2	7月12日(金)	児童相談所の業務について	福祉関係者	12
3	7月16日(火)	里親について	大学生	80
4	7月16日(火)	児童相談所の業務について	大学生	80
5	7月25日(木)	児童相談所の業務について	福祉関係者	12

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	対 象	参加人数
6	8月 5日 (月)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	57
7	9月 11日 (水)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	15
8	11月 6日 (水)	児童相談所の業務について	保育士、幼稚園教諭	10
9	12月 2日 (月)	里親について	医療機関職員	22
10	12月 12日 (木)	児童相談所の業務について	大学生	10
11	1月 30日 (木)	里親について	医療機関職員	30
12	2月 4日 (火)	児童相談所の業務について	社会福祉法人職員	30
参加人数合計				387

(10) 研修実績

① 児童相談所職員内部研修

職員の資質向上のため、職員が相互に講師となったり、参加者全体で意見交換したりすることにより研修を行っています。

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	講 師 (発表者)	参加 人数
1	4月初旬	新任職員等研修	児童相談所職員	13
2	4月10日(水)	新任職員等コミュニケーション研修	児童福祉司、児童心理 司	14
3	4月16日(火)	無断外出について	一時保護所職員	8
4	4月23日(火) 5月1日(水)	食物アレルギーについて	一時保護所職員	14
5	5月29日(水) 6月12日(水)	熱中症について	一時保護所職員	14
6	6月12日(水)	職員のメンタルヘルス研修	児童福祉司、児童心理 司	23
7	6月19日(水) 6月26日(水)	食中毒について	一時保護所職員	16
8	7月10日(水)	休日夜間の緊急対応研修	児童福祉司	10
9	7月11日(木) 7月18日(木)	水遊びについて	一時保護所職員	16
10	7月19日(金)	判定グループ研修	児童心理司	14
11	8月7日(水)	家族再統合支援研修①	児童福祉司、児童心理 司	12
12	8月7日(水) 8月14日(水)	不審者への対応について	一時保護所職員	15
13	8月14日(水)	機関連携研修	児童福祉司、児童心理 司	22
14	8月21日(水) 8月28日(水)	一時保護施設におけるこどもの権利 擁護の取り組み①	一時保護所職員	13
15	9月4日(水) 9月11日(水)	一時保護施設におけるこどもの権利 擁護の取り組み②	一時保護所職員	14
16	9月11日(水)	家族再統合支援研修②	児童福祉司、児童心理 司	13

(人)

番号	開催日	内 容 (テーマ)	講 師 (発表者)	参加 人数
17	9月18日(水) 9月25日(水)	怪我の対応について	一時保護所職員	15
18	9月25日(水)	アセスメント研修	児童福祉司	20
19	10月2日(水) 10月9日(水)	一時保護施設におけるこどもの権利 擁護の取り組み③	一時保護所職員	13
20	10月22日(火)	判定グループ研修	児童心理司	12
21	10月23日(水)	ケースカンファレンス研修	児童福祉司	18
22	11月6日(水)	他機関制度研修	児童福祉司	36
23	11月6日(水) 11月13日(水)	感染症について	一時保護所職員	13
24	11月13日(水)	法務研修	児童相談所非常勤弁護士	15
25	11月20日(水) 11月27日(水)	一時保護されたこどものアセスメン ト①	一時保護所職員	15
26	12月4日(水)	虐待対応のコーディネートに関する 研修	児童福祉司	22
27	12月11日(水)	職場のメンタルヘルス研修	児童福祉司、児童心理 司	24
28	12月11日(水) 12月18日(水)	一時保護されたこどものアセスメン ト②	一時保護所職員	15
29	1月15日(水) 1月22日(水)	一時保護所の課題について①	児童心理司	17
30	1月29日(水) 2月5日(水)	一時保護所の課題について②	児童心理司	16
31	1月31日(金)	判定グループ研修	児童心理司	11
32	2月12日(水) 2月19日(水)	一時保護所の課題について③	児童心理司	18
33	3月13日(木) 3月14日(金)	一時保護の司法審査研修	児童福祉司	40
参加人数合計				551

② 外部（参加）研修及び会議

(人)

番号	研修名	主催	場所	開催時期	日数	参加人数
1	児童相談所と県警との情報交換会議	静岡県警察本部	静岡市	4～3月	6日	1
2	静岡県児童養護施設協議会施設長会議	静岡県児童養護施設協議会	静岡市	4月 6月	2日	2
3	児童福祉司任用前講習会等合同研修	静岡県中央児童相談所	静岡市	4～6月	6日	5
4	県下刑事官・生活安全課長会議	静岡県警察本部	静岡市	5月	1日	1
5	児童相談所長会議	静岡県中央児童相談所	静岡市	5～3月	3日	1
6	児童相談所併任派遣警察職員会議	静岡県警察本部	静岡市	5～3月	5日	1
7	児童相談所長・県立児童養護施設長合同会議	静岡県中央児童相談所	静岡市	5月	1日	1
8	児童相談所課長等会議	静岡県中央児童相談所	藤枝市	5～2月	4日	1
9	一時保護施設指導者研修	西日本こども研修センターあかし	明石市	6月	3日	1
10	児童相談所連絡会及び拡大会議	吉原林間学園	富士市	6月	1日	2
11	児童心理司指導者研修	西日本こども研修センターあかし	明石市	6月	3日	1
12	静岡少年鑑別所第1回立ち直り支援研修会	静岡少年鑑別所	静岡市	6月	2日	2
13	面接スキルトレーニング研修	静岡県中央児童相談所	静岡市	6～12月	7日	10
14	面接スキルトレーニング研修見直しに係る研修会	静岡県中央児童相談所	藤枝市	7月	1日	5
15	児童相談所等保健業務担当者会議	静岡県中央児童相談所	藤枝市	7～2月	4日	2
16	静岡県社会的養育推進計画検討会議	静岡県	静岡市	7～2月	3日	2

(人)

番号	研修名	主 催	場 所	開催時期	日数	参加人数
17	子ども・若者性暴力被害者支援研修会	静岡県	静岡市	8月	1日	2
18	第1回児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース	こどもの虹研修センター	横浜市	8月	2日	1
19	児童相談所職員研修一時保護所職員SV研修	国立武蔵野学院附属人材育成センター	さいたま市	9月	3日	1
20	磐田学園心理発達支援研修会	磐田学園	磐田市	9月	1日	1
21	全国児童福祉主幹課長・児童相談所長会議	こども家庭庁	東京都	9月	1日	1
22	全国児童相談所長総会及び全体協議会	全国児童相談所長会	東京都	9月	1日	1
23	令和6年度RIFCR™研修	チャイルドファーストジャパン	名古屋市	9月	1日	1
24	東京都及び政令指定都市児童相談所長会議	千葉市東部児童相談所	千葉市	9月	2日	1
25	令和6年度第1回静岡県児童相談所児童心理司等研修会	静岡県東部児童相談所	静岡市	9月	1日	3
26	東海・北陸ブロック一時保護所職員研修	浜松市	浜松市	10月	2日	10
27	東海・北陸ブロック児童相談所長会議	愛知県中央児童・障害者相談センター	名古屋市	10月	2日	1
28	令和6年度RIFCR™研修	チャイルドファーストジャパン	横浜市	11月	1日	5
29	警察と児童相談所等との合同研修	静岡県こども未来局	藤枝市	11月	1日	4
30	児童相談所職員研修・一時保護所職員実務者研修 ※	国立武蔵野学院附属人材育成センター	さいたま市	11月	3日	1
31	重度・重度重複加算費担当者会議	静岡県中央児童相談所	藤枝市	11月	1日	1
32	日本こども虐待防止学会 第30回学術集會かがわ大会	日本こども虐待防止学会	高松市	11月	2日	4
33	全国児童心理司会研修会 ※	全国児童心理司会	浜松市	12月	1日	10

(人)

番号	研修名	主 催	場 所	開催時期	日数	参加人数
34	静岡少年鑑別所第3回立ち直り支援研修会	静岡少年鑑別所	静岡市	1月	2日	3
35	家族支援研修	静岡県産業経済会館	静岡市	1月	1日	3
36	令和6年度第2回静岡県児童相談所児童心理司等研修会	静岡県西部児童相談所	静岡市	1月	1日	4
37	第2回児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース	こどもの虹研修センター	横浜市	2月	2日	1
38	児童からの聴取技法研修会	静岡県警察本部	静岡市	3月	2日	1
受講者数合計						98

※ インターネットを利用したオンライン開催に参加。

主要関係機関一覧

静岡県内児童相談所			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
静岡県中央児童相談所	426-0075	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-646-3570
静岡県賀茂児童相談所	415-0016	下田市中 531-1	0558-24-2038
静岡県東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町 1-3	055-920-2085
静岡県富士児童相談所	416-0906	富士市本市場 441-1	0545-65-2141
静岡県西部児童相談所	438-8622	磐田市見付 3599-4	0538-37-2810
静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町 914-417	054-275-2871

浜松市児童福祉担当課（家庭児童相談室）			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央福祉事業所児童家庭課	430-8652	浜松市中央区元城町 103-2	053-457-2300
中央福祉事業所（東）児童家庭担当	435-8686	浜松市中央区流通元町 20-3	053-424-0121
中央福祉事業所（西）児童家庭担当	431-0193	浜松市中央区雄踏一丁目 31-1	053-597-1157
中央福祉事業所（南）児童家庭担当	430-0897	浜松市中央区江之島町 600-1	053-425-1564
浜名福祉事業所社会福祉課	434-8550	浜松市浜名区貴布祢 3000	053-585-1677
浜名福祉事業所（北）社会福祉担当	431-1395	浜松市浜名区細江町気賀 305	053-523-2893
天竜福祉事業所社会福祉課	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 481	053-922-0173

浜松市母子保健担当課			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央健康づくりセンター	430-8652	浜松市中央区元城町 103-2	053-457-2835
中央健康づくりセンター（東）	435-8686	浜松市中央区流通元町 20-3	053-424-0122
中央健康づくりセンター（西）	431-0193	浜松市中央区雄踏一丁目 31-1	053-597-1174
中央健康づくりセンター（南）	430-0897	浜松市中央区江之島町 600-1	053-425-1710
浜名健康づくりセンター	434-8550	浜松市浜名区貴布祢 3000	053-585-1120
浜名健康づくりセンター（北）	431-1395	浜松市浜名区細江町気賀 305	053-523-1956
天竜健康づくりセンター	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 530-18	053-925-3155

警察			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
浜松中央警察署	430-0906	浜松市中央区住吉五丁目 28-1	053-475-0110
浜松東警察署	430-0805	浜松市中央区相生町 14-10	053-460-0110
浜松西警察署	431-1112	浜松市中央区大人見町 3452-1	053-484-0110
浜北警察署	434-0042	浜松市浜名区小松 3218	053-585-0110
細江警察署	431-1305	浜松市浜名区細江町気賀 4640	053-522-0110
天竜警察署	431-3311	浜松市天竜区二俣町阿蔵 8-3	053-926-0110



浜松市児童相談所

〒430-0929

静岡県浜松市中央区中央一丁目12番1号

静岡県浜松総合庁舎4階

Tel 053-457-2703 Fax 053-457-2645

E-mail jidosodan@city.hamamatsu.shizuoka.jp